

CHINA BUSINESS MONTHLY

2024 年 4 月号

(第 27 号)

みずほフィナンシャルグループ

みずほ銀行 中国営業推進部



Contents

巻頭特集

【中国モビリティ 第 1 回】 中国新車市場の変調

P 1

ガソリン車市場が縮小する中、日本メーカーの課題

みずほ銀行 ビジネスソリューション部 主任研究員 湯 進

中国マクロ経済

容易ではない「+5.0%前後」の達成

P 4

中国が全人代を開催、成長目標は前年同水準に

みずほリサーチ&テクノロジーズ 調査部アジア調査チーム 主任エコノミスト 月岡 直樹

中国産業政策

「新質生産力」～中国産業政策における新たなキーワード～

P 9

中国の目指す産業構造転換とイノベーション

みずほ銀行 中国営業推進部 特別研究員 Ph.D. 邵 永裕

実務トピックス

中国における個人情報越境の実務と動向

P 19

個人情報越境標準契約登記の実務上のポイントとコンプライアンス

プライスウォーターハウスクーパース（PwC）中国 パートナー 黄思维 ・ パートナー 高橋翔太

ご紹介特集

中日（蘇州）地方発展協力モデル区

P 28

もうひとつの「日本」への玄関口

中日（蘇州）地方発展協力モデル区 日本センター運営チーム

ともに挑む。ともに実る。

MIZUHO

2024年4月

チャイナビジネスにおける直近の主要トピックス

● 赤文字：今月号で取り上げるトピックス ● 青文字：今後注目したいトピックス ● 紫文字：直近1か月で公表されたトピックス

	【政治・外交等】	【経済・金融】	【社会・その他】
キーワード	ウクライナ問題、米中関係、日中関係（対外経済環境） サステナ/SDGs（CO2ピークアウトとカーボンニュートラル等） サイバーセキュリティ法・データ安全法・ 個人情報保護法 マクロ経済 ・共同富裕 ・不動産問題 ・独禁法/プラットフォーム規制 ・半導体 ・インバウンド ・新質生産力 ・人口・高齢化 ・医療・ヘルスケア ・ESG ・一帯一路 ・RCEP/CPTPP ・人民元国際化 ・ODI・FDI ・エネルギー ・標準化推進 ・グリーン金融 ・データ越境移転 ・生成AI ・環境規制 ・コーポレートガバナンス ・イノベーション / 5G / ブロックチェーン / 自動車(EV) / 電池 ・改正会社法 ・人事雇用 ・知財保護 ・事業再編		
※1 集団学習	・新時代中国特設主義思想学習 (第4回2023/3) ・マルクス主義の中国化・時代化の新境界 の開拓 (第6回2023/6) ・軍事管理の全面的強化 (第7回2023/7)	・新たな発展構造の構築 (第2回2023/1) ・基礎研究の強化 (第3回2023/2) ・WTO改革への積極的参加、高度な対外開放のコントロ ール能力の向上 (第8回2023/9) ・新しい質の生産力と高品質の発展の推進 (第11回2024/1)	・教育強国建設の加速 (第5回2023/5) ・中華民族共同体意識の強化(第9回2023/10) ・涉外法制度の構築の強化(第10回2023/11) ・新エネルギー技術とエネルギー安全 (第12回2024/2)
※2 パブコメ	突発事件対応管理法 (23/12/29~24/1/27)	・金融安定法 (22/12/30~23/1/28) ・増値税法(第2回目草案) (23/9/1~9/30) ・資本項目外貨業務ガイドライン(23/11/16~11/26) ・関税法(23/12/29~24/1/27) ・AI産業総合標準化体系構築指針(1/17~1/31) ・会社法登録資本登記管理制度の実施に関する規定 (24/2/6~3/5)	・製品品質法改正案(10/18~11/18) ・ネット安全事故報告管理弁法(12/8~24/1/7) ・労働争議案件の法律適用問題に関する最高裁の 解釈(二)(12/12~12/22) ・EV車電池総合利用管理弁法(12/15~24/1/15) ・ネットゲーム管理弁法(12/22~24/1/22)
主な 公表 済 政 策 等	・立法法 (23/3/13) ・党和国家機構の改革方案 (23/3/16) ・国务院工作規則 (23/3/18) ・反スパイ法 (4/27公布・7/1施行) ・対外関係法 (6/28公布・7/1施行) ・領事保護と協力条例 (23/6/29) ・外国国家免除法 (23/9/1) ・中国共産党紀律処分条例(12/27) ・中国共産党巡視条例(24/2/21) ・国家秘密保護法(24/2/27) ・国务院組織法(24/3/11)	・外資企業への差別的扱いの整理の書簡(11/8) ・政府と社会資本の協力体制の規範実施(11/8) ・北京市サービス業モデル区の更なる開放の方案(11/23) ・民営経済の発展への金融支持措置の強化(11/27) ・上海自貿区高水準の制度開放総体方案(12/7) ・内外貿易一体化発展の加速に係る若干措置(12/11) ・会社法(12/29公布、24/7/1施行) ・農業・農村標準化管理弁法(1/10公布、7/1施行) ・シルバー経済の推進と高齢者福祉の向上の意見(1/11) ・浦東新区総合改革試験実施方案(23~27年)(1/22) ・炭素排出権取引管理暫定条例(1/25) ・経営者集中の申告標準に関する規定(1/26) ・製造業グリーン発展の指導意見(2/5) ・設備更新と消費財買換え・下取り行動計画(3/13)	・個人情報越境標準契約弁法 (23/2/22) ・個人情報越境移転標準契約届出ガイドライン (23/5/30) ・生成AIサービス管理弁法(7/10公布、8/15施行) ・未成年者インターネット保護条例(23/10/24) ・2024年一部の休祝日スケジュール(23/10/25) ・低炭素化社会構築法案(23/11/6) ・空気の質の持続的改善の行動プラン(12/7) ・改正特許法実施細則(12/11) ・改正輸出禁止・輸出制限技術目録(12/21) ・食糧安全保障法(12/29公布、24/6/1施行) ・支払サービスの改善と便利性の向上の意見 (24/3/7) ・データの越境移転の規範と促進(24/3/22)

※1 集団学習：対外公表されている中国共産党中央政治局による集団学習会の主なテーマを記載（2023/1以降）

※2 パブコメ：対外公表されている政府各部署から草案等に対する意見募集（パブリックコメント）の主なものを記載(2022/12以降)

チャイナ・モビリティ第1回

中国新車市場の変調

中国ガソリン車市場が縮小する中、日本メーカーの課題

みずほ銀行ビジネスソリューション部

主任研究員 湯進 : jin.a.tan@mizuho-bk.co.jp

中国の春節（旧正月）休暇が明けた 24 年 2 月中旬以降、BYD は 24 年モデルを意味する「栄耀版」の電気自動車（EV）とプラグインハイブリッド車（PHEV）など新エネルギー車（NEV）計 9 モデルを相次いで発売し、価格競争の口火を切った。なかでも主力 PHEV セダン「秦 PLUS DM-i」（図 1）のベース価格は 7 万 9800 元となり、同セグメントの日本車のロングセラーである日産「シルフィ」、トヨタ「カローラ」と比べると、約 2～3 割安くなっている。BYD に追随して長安汽車、吉利汽車など 10 数社の自動車メーカーが大幅な値下げに踏み切った。「中国勢電動車の値下げ突撃で、ガソリン車の競争力を維持できなくなる」とある日系自動車メーカーの幹部は戸惑いを隠さない。

日本車は、燃費性能や信頼性の高さから中間所得層以上の買い替えニーズを満たしており、またハイブリッド車（HEV）をラインナップする優位性もあって、コロナ禍の逆風下でも販売台数の維持を実現できていた。しかし、各社は販売促進キャンペーンを展開したものの、競合車種の値



（図 1）BYD の「秦 PLUS DM-i」 BYD より提供

下げや中国勢の NEV の攻勢を受け、苦戦を強いられている。はたして 24 年の中国市場で、日本車は再興できるのか？多くの日系サプライヤーから関心が寄せられている。

23 年の日系自動車メーカー大手 3 社の中国販売台数は、日産が前年比 16.6%減の 79.3 万台（ピークの 18 年比では 41%減）、ホンダは 10.1%減の 123.4 万台（ピークの 20 年比で 24%減）となった。トヨタは HEV などをラインナップする優位性を生かし、多様な需要に取り組んでいるため、販売台数は 1.7%減にとどまっている。各社の主力モデルの立ち位置から、今後の見通しを考えてみよう。

日系 3 社の課題

日産の課題は大衆向けセダンの「シルフィ」に過大依存し、有力車種が少ないことだ。シ

シルフィは、18～21年に中国乗用車市場のトップモデルとなり、23年の販売台数は37万台に達して、日系車の首位を維持している。それにもなあって、日産の中国販売台数に占めるシルフィの割合は、18年の30%から23年の47%へと上昇した。しかし、日産はシルフィのほかに人気モデルを生み出せていない。2番手モデル不在、といえるのだ。シルフィに次ぐ主力モデルは「キャシュカイ」「アルティマ」だが、それぞれ日系SUVの第7位、日系セダン第9位となっている。主力SUVの不振とディーラーの値引き販売に加え、中国における日産車のブランド力そのものが低下していると見られる。日産の中では人気モデルのシルフィも依然、日系車の首位ではあるものの、中国新車市場全体のランキングでは、23年に第4位に転落した。同モデルは“10万元切り”の低価格で販売しているため、さらに値下げする余地は少ないだろう。

ホンダは、主力モデルが中国勢のEVに対し、省エネ技術での差別化が難しくなっている。23年の中国販売台数では、SUVの「CR-V」とセダンの「アコード」が、それぞれ東風ホンダ全体の35%、广汽ホンダ全体の29%を占めた。中でもロングセラーのCR-Vの販売台数は、外資系ガソリン車タイプのSUVで第2位を維持しているものの、すでにテスラのEV「モデルY」、BYDのPHEV「宋」に太刀打ちできない状況となっている。ホンダの電動車両（HEV、PHEV、EV）の中国販売台数は21年に23.3万台を記録したあと、伸び悩む形となり、23年には前年比8.5%減となった。「SPORT HYBRID i-MMD」を搭載するホンダのHEVは、ガソリン車と比較して、二酸化炭素排出量の低減や省エネを実現しているものの、走行中に二酸化炭素を排出しないEVの増加により、中国で「技術のホンダ」を象徴するパワートレインの優位性をアピールするのは困難となっている。またホンダは、1つのプラットフォームをベースに内外装を変えることで、クロスオーバーSUVの「CR-V」（東風ホンダ）と「ブリーズ」（广汽ホンダ）のように、中国の合弁会社2社から新車をそれぞれ投入する兄弟車戦略を実施している。ガソリン車市場のパイが縮小する中、ディーラーの値引き競争を受け、ホンダの兄弟車同士での競合を起こしている事情もある。

日産とホンダが苦戦している中、トヨタ自動車は比較的堅調である。23年に8万台以上を販売したモデル数を見ると、日産が3モデル、ホンダが5モデルであるのに対し、トヨタは10モデルであった。また高級車では、ホンダのアクュラは撤退し、日産のインフィニティは年間販売台数が6000台未満。それに対し、全数を輸入するレクサスの販売台数は、前年比2.8%増の18万台に達し、ドイツブランドに次ぐ4番目の高級車ブランドとなっている。これはトヨタのブランド力を支える1つの重要な要素だ。

トヨタはSUVラインナップを増やし、ガソリン車の競合から確実にシェアを獲得している。特にファーストカー向けの「フロントランダー」は、優遇を加えると10万元を切る価格となり、23年は前年比約2倍となる19.8万台を販売。日系SUVの第2位に躍進した。またブランド力と製品力で勝負する一方、価格戦略の見直しも行っている。一方で、価格が20万元を超えるモデルの販売台数を見ると、广汽トヨタと一汽トヨタがそれぞれ44.5%、49.8%で、他社よりも高い水準にある。今後、トヨタが値引き攻勢で販売台数を維持していくと、それが日系同士の新車販売に影響を与えるだろう。

中国では BYD を筆頭とする PHEV の価格破壊が、日本車全体の競争力を一気に脅かした。この先は、ガソリン車の需要が減少の一途を辿り、各社とも人員の削減、生産ラインの閉鎖、中国工場の輸出拠点化を含むコスト削減に対応せざるを得ない。日本車の販売不振が長引くと、ディーラーの経営悪化や不採算店の廃業が起こって間接的にメーカーの減産を後押しし、系列部品サプライヤーも収益悪化や事業縮小を余儀なくされる。

かかる中、日本勢が中大型車のスマート化や HEV の品揃えで、値下げ競争を仕掛ける中国勢と異なる土俵で勝負しようとしている。24 年 3 月、日産はガソリン車仕様の大型 SUV「パスファインダー」を中国に初投入し、トヨタも 9 代目となる中高級セダン「カムリ」を販売開始し、HEV の新型「クラウン」と「ランドクルーザープラド」も投入する予定。特筆すべきなのは上記モデルが大型ディスプレイを搭載し、カーナビゲーションの操作やサイドウィンドーの開閉など自動音声認識も備えることだ。

短期的にはこれまでガソリン車を購入していた消費者が、EV より走行距離とコストのバランスが取れた PHEV 市場に流れるということだ。値下げを強いられる日系自動車メーカーが中国市場で戦っていくためには、機能・乗車体験・コスパを含むガソリン車と HEV の競争力を構築することが重要であろう。

トヨタの 9 代目「カムリ」



(筆者撮影)

日産の「パスファインダー」



(筆者撮影)

以上

Profile



みずほ銀行ビジネスソリューション部主任研究員、
上海工程技術大学客員教授、中央大学兼任教員

みずほ銀行で自動車・エレクトロニクス産業を中心とした中国産業経済についての調査業務を経て、日中の自動車業界の知見を生かした両国での事業を支援する。著書「中国の CASE 革命～2035 年のモビリティ未来図」（日本経済新聞出版）など多数。

コラム：東洋経済



日経ビジネス



容易ではない「+5.0%前後」の達成

～中国が全人代を開催、成長目標は前年同水準に～

みずほ銀行調査部アジア調査チーム

主任エコノミスト 月岡直樹 : naoki.tsukioka@mizuho-rt.co.jp

■ 成長率目標は「+5.0%前後」に設定も、「達成は容易ではない」との認識示す

中国で第14期全国人民代表大会第2回会議（国会に相当。以下、全人代）が2024年3月5日に開幕し、国务院の李強総理が政府活動報告（以下、報告）を行った。李氏は報告において、2024年の実質GDP成長率の目標を前年同様の「+5.0%前後」とすることを発表したほか、1兆元の超長期特別国債を発行してハイテク振興などの国家戦略を加速させる方針を明らかにした（図表1）。一方で、大規模な消費刺激策や不動産不況の脱却に向けた抜本的対策は報告に盛り込まれなかった。

報告はまず、足元の情勢について「外部環境の複雑性・厳しさ・不確実性が上昇している」ことを指摘し、「中国経済が持続的な回復へと向かう基礎は固まっておらず、有効需要の不足、一部業界の過剰生産能力、社会の先行き期待の弱さ、隠れたリスクの多さ、国内大循環の目詰まり」といった「困難と挑戦に直面している」との認識を示した。しかし、中国経済

図表1 全人代で発表された経済目標と実績値

項目	2024年 (目標)	2023年 (実績)	2023年 (目標)	2022年 (実績)	2022年 (目標)
実質GDP成長率	+5.0%前後	+5.2%	+5.0%前後	+3.0%	+5.5%前後
消費者物価指数(CPI)	+3.0%前後	+0.2%	+3.0%前後	+2.0%	+3.0%前後
都市部新規就業者数	1,200万人以上	1,244万人	1,200万人前後	1,206万人	1,100万人以上
都市部調査失業率	5.5%前後	5.2%	5.5%前後	5.5%	5.5%以内
財政赤字 (対GDP比)	4.06兆元 (3.0%)	4.88兆元 (3.8%)	3.88兆元 (3.0%)	3.37兆元 (2.8%)	3.37兆元 (2.8%前後)
地方政府专项債	3.9兆元	3.96兆元	3.80兆元	4.04兆元	3.65兆元
超長期特別国債	1.0兆元	-----	-----	-----	-----
マネーサプライ(M2)	経済成長と物価水準の目標と一致	9.7%	名目GDPの伸びと基本的に一致	11.8%	名目GDPの伸びと基本的に一致
社会融資総額残高		9.5%		9.6%	

(注) 地方政府专项債の発行実績は、次年度分の前倒し発行を含む

(出所) 政府活動報告、財政部、中国人民銀行、CEIC より、みずほリサーチ＆テクノロジーズ作成

には「超大規模市場という需要面の優位、産業体系が整備された供給面の優位、質の高い労働者が多いという人材面の優位」といった有利な条件がそろっており、「経済が回復し、長期的に良い方向へ向かう基本的な趨勢は変わっていない」として、自信を強く持たなければならないと発破をかけた。

成長率目標を「+5.0%前後」とした理由については、「雇用の促進と収入の増加、リスクの防止・解消などの必要性」や「経済成長の潜在力とそれを支える条件」を考慮したものであると説明し、「目標達成は決して容易なことではない」と率直な認識を示している。実際、2023 年の中国経済は、ゼロコロナ下にあった前年の反動要因がありながらも、消費の低迷や不動産の不振が続いたことで+5.2%の成長にとどまった。足元でも需要不足によるデフレーションは続いており、国際通貨基金（IMF）やみずほリサーチ＆テクノロジーズでは、現時点で 2024 年の成長率を+4.6%と予測している。報告は、こうした厳しい現状を踏まえつつも、経済社会の安定を図るため「+5.0%前後」の達成にこだわる姿勢をみせたものといえよう。

■ 財政政策は特別国債で国家戦略を加速へ、金融政策はより緩和気味の運営を示唆

報告は、2024 年の経済運営の基本方針について、これまでどおり「質の高い発展」と「高水準の科学技術の自立自強」を推進することを明記した。その上で、「内需拡大と供給サイド構造改革」および「質の高い発展と高水準の安全」のバランスをとり、「経済の質の効果的な向上と量の合理的な成長を推し進める」ために「先行き期待・経済成長・雇用の安定に資する政策を打ち出す」と強調した。マクロ政策についても、「積極的な財政政策と穏健な金融政策」という従来の方針を維持した。

「積極的な財政政策」は「適度に強化し、質と効率を向上させる」とした。財政赤字は 4.06 兆元と、対 GDP 比で 3.0%に抑制する一方、「強国建設」や「民族復興」のために財政予算外の超長期特別国債を発行し、「国家重要戦略の実施と重点分野の安全能力の建設」に充てる方針を掲げた。半導体をはじめとするハイテク分野やエネルギー、サプライチェーンなどの国家安全に関わる分野を重点的に支援する狙いと考えられ、2024 年はまず 1 兆元を発行し、2025 年以降も数年間は継続的に追加発行する計画としている。一方で、インフラ投資の原資となる地方政府专项債の発行枠は 3.9 兆元と、予算の制約で前年から 1,000 億元の積み増しにとどまった。

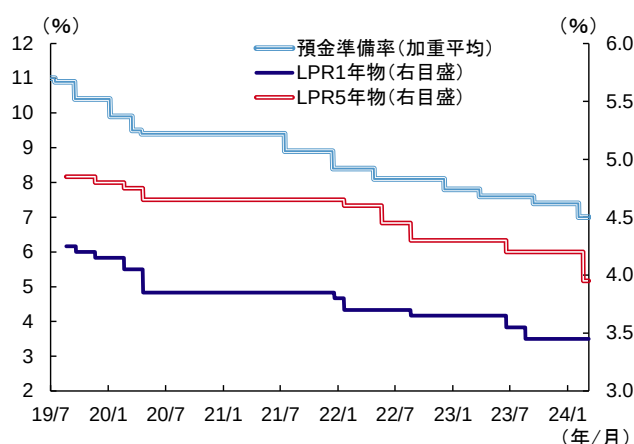
「穏健な金融政策」は「柔軟かつ適度に、的確で効果的とする」とした上で、「流動性を合理的に充足させ、社会融資規模とマネーサプライの伸びを経済成長と物価水準の目標と一致させる」と明記した。前年までは実体経済への資金供給量を示す社会融資総額や、マネーサプライの伸びを「名目 GDP の伸び」と一致させるとしていたが、今年は「経済成長」と「物価水準」の目標に一致させるとしたのである。デフレーション状態にある消費者物価を物価目標水準（+3.0%前後）に引き上げるため、より緩和気味に政策運営を行うことを示唆したものと考えられる。

事実、中国人民銀行は2月5日に金融機関の預金準備率を0.5%Pt引き下げたほか、2月

20日には事実上の政策金利である最優遇貸出金利（LPR）について、住宅ローンの参照指標となる5年物を0.25%Pt引き下げた（図表2）。利下げは、不況下にある不動産市場をテコ入れする狙いもあったとみられ、2019年8月に現行の制度となってから最大の下げ幅となった。中国人民銀行の潘功勝行長（総裁）は全人代中の記者会見において「今後もお準備率引き下げの余地がある」と発言しており、今後も景気の動向や金融リスクをにらみながら、小刻みな金融調節を続けていくものとみられる。

ちなみに、財政赤字対GDP比から逆算した2024年の名目GDPは135兆元であることから、政府が名目GDP成長率を+7.4%と見込んでいることが分かる。すなわち、実質GDP成長率+5.0%を達成できた場合でも、物価水準を+2.4%程度まで引き上げる必要があるということになる。中国経済のデフレ圧力が根強いことに鑑みれば、こちらも見込み達成のハードルは高いといえよう。

図表2 預金準備率・最優遇貸出金利（LPR）



（出所）中国人民銀行、全国銀行間同業拆借中心、CEIC より、みずほリサーチ＆テクノロジーズ作成

■ 買い替え促進の効果は限定的、不動産は「ホワイトリスト」の進捗を見守る展開

報告は、2024年の政府活動の任務として、①現代化産業体系の構築、②科学技術教育興国戦略の実施、③内需の拡大、④改革の深化、⑤高水準の対外開放、⑥重点分野のリスク防止・解消、⑦農村振興、⑧都市・農村の融合と地域間の協調発展、⑨エコ・グリーン・低炭素の発展、⑩民生の保障・改善、の10項目を掲げているが、このうち中国経済の重石となっている消費と不動産について、どのような方針を示しているかを確認しておきたい。

消費については、デジタルやグリーン、ヘルスケア、スマートホーム、文化・娯楽・旅行、スポーツイベント、国産ブランドブーム（国潮）などの「新型消費」育成のほか、自動車や家電など耐久消費財の買い替え促進を図る考えを明記した。後者は、党中央財經委員会が2月に開催した会議でその方針を示し、国務院が3月初めの常務会議でその行動方を決定しているが、補助金支給によって買い替え需要を掘り起こす施策が打たれるものと考えられる。一方、日本が行った現金給付のような大規模な消費刺激策は今回も盛り込まれなかった。消費マインドが低迷した現状では、「新型消費」の育成や買い替え促進が国内消費全体に与える影響は限定的とみられる。

不動産市場については、国有・民営の差別なく不動産企業の合理的な融資ニーズを支援することや、低所得者向け保障性住宅の供給を急ぐこと、住民の実需に基づく住宅ニーズを満たすことなど、これまでの方針を再確認するにとどまった。後述のとおり、中国政府が不動産不況長期化の最大の原因ともいえる「保交楼（予約販売済み未完成物件の引き渡し）」問題の解決を急いでいることから、新たな施策を盛り込まなかったとみられる。

住宅都市農村建設部と国家金融監督管理総局は 2024 年 1 月に通達を公布し、当局が融資適格と判断した不動産開発プロジェクトをまとめた「ホワイトリスト」を作成して、各銀行がこのリストを参照しつつ自行の審査基準に基づいて不動産ディベロッパーに資金を融通するスキームを構築する方針を示した。資金繰りに窮する不動産ディベロッパーへの融資は貸倒れリスクが高く、銀行が融資を渋ることで未完成物件の工事が進捗しない悪循環に陥っていたことから、プロジェクトごとに融資を行うスキームとすることでリスクの抑制を図ったのである。

住宅都市農村建設部によると、2 月 28 日時点で全国 276 都市においてこのスキームが構築され、約 6,000 件の不動産開発プロジェクトが「ホワイトリスト」に掲載、2,000 億元以上の融資が実行されているという。この実行額は未完成プロジェクト全体の規模に比べるとごくわずかとみられるが、当面はその進捗具合を見守ることになりそうである。また、同部の倪虹部長は記者会見で、債務超過に陥り、経営能力を失っている不動産企業について「破産すべきは破産させ、再編すべきは再編させる」と述べており、実際に業界再編が進むのかも注目ポイントとなるであろう。

■ 慣例の総理記者会見を開催せず、政策の不透明感を強める形に

今回の全人代では、1993 年以来慣例となっていた全人代閉幕後の総理記者会見を今後開催しないと発表されたことが驚きをもって受け止められた。経済運営を司る国務院総理が国内外に直接語りかける数少ない機会だっただけに、中国人民銀行のアンケート調査や国家统计局の若年失業率のように統計が突然発表されなくなったり基準改定されたりするケースが増えていることと合わせ、情報公開の縮小が経済政策に対する不透明感を強めることは避けられないといえよう。

以上

[参考文献]

- みずほリサーチ＆テクノロジーズ調査本部（2024）「2024・2025年度 内外経済見通し ～世界経済はソフトランディングも その後の回復ペースは緩慢でリスクは残存～」（2月27日）
- 月岡直樹（2024）「デフレ圧力に直面する中国経済 ～デフレ回避の見通したが、需要不足が続けば要注意～」 Mizuho RT EXPRESS（2月14日）
- 月岡直樹（2023a）「中国は財政を「適度に」拡大し景気下支えへ ～中央経済工作会议を開催、2024年の経済運営方針を決定～」 Mizuho RT EXPRESS（12月20日）
- 月岡直樹（2023b）「小刻みな調節が続く中国の金融政策運営 ～中国人民銀行はなぜ大規模な金融緩和に慎重なのか～」 Mizuho RT EXPRESS（10月3日）
- 月岡直樹（2023c）「習近平政権3期目の新政府が始動 ～組織再編で政府に対する党の指導をさらに強化～」 みずほインサイト（3月22日）

[本コンテンツに関するアンケートにご協力をお願いします](#)



【PR】YouTube®動画「MHRT Eyes」・各種 調査レポート（無料）を配信中！（「YouTube」はGoogle LLCの登録商標です）

～国内外の経済・金融動向など幅広い分野について、エコノミスト・研究員が専門的な知見をご提供～

▽メルマガ（登録無料）では、配信をいち早くお知らせしております。下記より是非お申込みください

<https://www.mizuho-rt.co.jp/publication/mailmagazine/research/index.html>



（QRコードはデンソーウェーブの登録商標です）

お問い合わせ：みずほリサーチ＆テクノロジーズ株式会社 調査部メールマガジン事務局

（03-6808-9022, chousa-mag@mizuho-rt.co.jp）

- 当レポートは情報提供のみを目的として作成されたものであり、取引の勧誘を目的としたものではありません。本資料は、当社が信頼できると判断した各種データに基づき作成されておりますが、その正確性、確実性を保証するものではありません。本資料のご利用に際しては、ご自身の判断にてなされますようお願い申し上げます。また、本資料に記載された内容は予告なしに変更されることもあります。なお、当社は本情報を無償でのみ提供しております。当社からの無償の情報提供をお望みにならない場合には、配信停止を希望する旨をお知らせ願います。

「新質生産力」

～中国産業政策の新たなキーワード～

中国の目指す産業構造転換とイノベーション

みずほ銀行中国営業推進部

特別研究員 邵 永裕 Ph. D. : yongyu.a.shao@mizuho-bk.co.jp

1. はじめに

アフターコロナ・ウィズコロナの中で経済情勢の急変と産業競争の激化を迎えている中国においては、GDP 成長率に代表される経済諸指標の数量の追求よりも質の面における発展を重視する政策トレンドが明らかになっており、企業と社会の両方を巻き込む GX と DX の動きが強まっている。そうした中で、最近では新しい質の生産力を表す「新質生産力」という言葉がキーワードや合言葉になり、それらの育成や発展促進を示す政策が相次いで打ち出されており（図表 1）、注目と関心が集まっている。

「新質生産力」とは理論的には経済成長を支える全要素生産性（TFP）^{※1}に最も近い中国語の表記であると考えられる。少子高齢化に伴う労働力減少と社会負担増による投資抑制を背景に、技術進歩と労働生産性の向上などによる質の高い成長に必要な不可欠な要素とも言えよう。

「新質生産力」という新しい概念は習近平国家主席が 2023 年 9 月に東北地域の黒竜江省を視察した際に初めて提起したもの

図表 1 「新質生産力」の育成提起の経緯と関連政策の展開動向

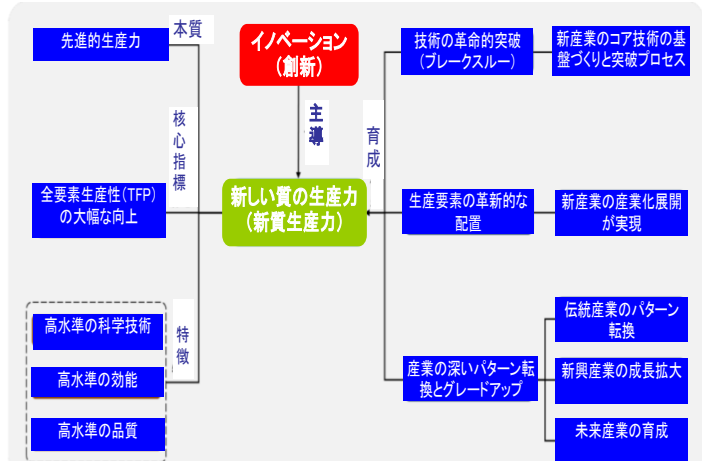
No.	時間(年月)	関係者・機関名など	政策名称、政策主旨など
1	2023年9月7日	習近平国家主席	黒竜江省視察時に科学技術革新のリソースを統合し、戦略的新興産業と未来産業の発展を牽引し、新質生産力の加速的な形成を目指す」と強調。
2	2023年9月10日	習近平国家主席	新時代東北全面振興座談会で新エネ、新素材、先端製造などの新興産業の積極的発展と未来産業の育成推進を行い、新質生産力の形成加速と新成長エンジンの増強を提起。
3	2023年12月11日～12日	中央経済政策会議	科学技術革新による産業のイノベーションを推進し、特に革命的技術と先端技術によって新産業、新モデル、新原動力を生み出し、新しい質の生産力を発展させなければならないと提起。
4	2023年12月29日	工信部、発改委、教育部、財政部、人民銀、税務総局など8部門	「伝統的製造業のパターン転換とグレードアップの加速に関する指導意見」公布、2027年までの伝統的製造業のDX・GXの推進の目標を明示。
5	2024年1月29日	工信部、発改委、財政部、能源局など6部門	「主要エネルギー消費製品・設備のエネルギー効率の高度化水準、省エネ水準、参入水準(2024年版)」公布、関連製品・設備の省エネ水準を更新。
6	2024年1月31日	中国共産党中央政治局第11回集団学習	習近平国家主席は「質の高い発展の推進に関わる集団学習」において「新しい質の生産力」の発展を加速しなければならない」と強調。
7	2024年1月18日	工信部、教育部、科技部、文化旅遊部、科学院など7部門	「未来産業の革新・発展の推進に関する実施意見」公布、幅広い未来産業の関連分野・製品に関する取り組み内容を明示。
8	2024年1月25日	工信部、発改委、財政部、生態環境部、人民銀など9部門	「素材産業のDXに向けた作業計画(2024年～2026年)」公布、3か年の目標を提起(石油化学、化学品、非鉄金属、鉄鋼、建材などの分野も同様なGX実施ガイドライン公布済)
9	2024年1月31日	財政部	「地方科学技術開発のための中央政府主導の資金管理措置」公布、重点分野のR&D投資支出の傾斜などを明示。
10	2024年2月4日	工信部	「産業分野におけるカーボンニュートラル標準体系構築のためのガイドライン」公布、産業界の脱炭素の体制強化を指示。
11	2024年2月23日	工信部	「産業分野におけるデータセキュリティ能力向上のための実施計画(2024～2026年)」公布、産業データの安全性向上の取り組みを指示。
12	2024年2月29日	工信部、発改委、生態環境部、財政部、人民銀など7部門	「製造業のグリーン発展を加速することに関する指導意見」公布、製造業のGX化とカーボンニュートラル実施を要請。
13	2024年3月1日	中国共産党中央政治局第12回集団学習	世界エネルギーの前沿い向け、産業の核心領域と重大需要に応じ技術戦略を選び学習体制の優位を発揮してキーテクノロジーの連携攻勢を進め、新質生産力の発展促進につなげると強調。
14	2024年3月5日	李強國務院総理	「政府活動報告」を行い、大いに現代産業システムの建設を推進し、新質生産力の発展を加速させることを政府活動の主要任務と提起。
15	2024年3月13日	科技部	「科学技術イノベーションを支援するための我が国の主な税・手数料優遇政策のガイドライン」公布、イノベーション支援のための特別租税・費用優遇策を明示。
16	2024年3月19日	國務院	「高水準の対外開放の着実な推進と外資の導入利用の更なる促進に関する行動方案」公布、市場アクセスの改善やデータ越境の円滑化推進などを表明。

資料) 中国政府WEBサイトと各種報道より作成。

^{※1} 全要素生産性（TFP=Total Factor Productivity）とは生産要素単位当たりのインプット（投入）によってどれほどのアウトプット（産出）が生み出されているかを表す指標である。直近の中国 TFP 研究の専門書として孟若燕『中国経済の生産性分析（1992～2010年）』慶応大学出版会、2023年8月が挙げられる。

で、「技術の革命的ブレークスルー、生産要素の革新的配分、産業の高度化によって生み出される先進的な生産力」と定義され、2021年からの第14次5か年計画に展開してきた質の高い発展や現代的な産業システムの構築推進に応える新たな取り組みと受け止められる。その中核や鍵となるのはやはりイノベーション＝「創新」の強力かつ総力的な推進であると思われる。イノベーションの実現には技術のブレークスルーと生産要素の革新的な配置および従来産業の構造転換が求められる（図表2）。

図表2 イノベーション主導による新質生産力の育成促進に関する枠組み図



資料）興業証券経済金融研究所公表資料より修正引用。原資料は中国政府WEBサイトによる。なお原図表のタイトルは「中央政治局学習席上による『新質生産力』の説明の整理図」としている。

「新質生産力」の概念とその加速構築に関して習主席がここ数か月間自ら中央政治局の集団学習や地方視察にも重ねて提起・強調されただけでなく、早くも複数の関連産業政策の策定・公布もなされており、政策指導の迅速性を感じさせられる。

本稿は直近のイノベーション指向の政策展開の動向を踏まえ、その主要政策の主旨内容を紹介したうえで、政策の根幹を支える主要産業とされる戦略的新興産業などの発展現状やイノベーションの成果と課題を概観し、新政策実施による今後の発展動向と市場展望をしてみたと思う。

2. 「新質生産力」の育成促進の

関連政策の主旨概要

新質生産力の育成・促進を図るうえで様々な政策が策定・実施され始めている中で特に重要と思われるのが、図表1に示すNo.4とNo.7およびNo.12の3点政策で本稿では主にこの3つの政府文書について採り上げてみる。

図表3は昨年12月29日に中国政府8部門の連名で公布された「伝統的製造業のパターン転換とグレードアップの加速に関する指導意見」の概要である。注目されるのは2027年までの高い数値目標の設定とイノベーションの主導とバリューチェーンでのレベルアップに

図表3 伝統製造業のパターン転換とグレードアップの加速に関する指導意見

【全体要求】安定を維持しながら進歩を求めているという作業の全体的な基調を堅持し、新しい発展コンセプトを完全、正確かつ包括的に実行し、新しい発展パターンの構築を加速し、発展と安全保障を調整し、市場のリーダーシップと政府の指導を堅持し、次のことを堅持する。イノベーション主導の体系的な進歩、先に確立、然る後に廃棄することを堅持し、製造業の技術革新とアップグレードプロジェクトを実施し、設備の更新、プロセスのアップグレード、デジタルエンバウメント、管理の革新を加速し、ハイエンド、インテリジェント、グリーン、統合の方向性を定め、開発の品質と効率を向上させ、質の高い発展の実現を加速する。 【【発展目標】2027年に伝統的な製造業のハイエンド、インテリジェント、グリーン、統合開発のレベルが大幅に向上し、製造業の割合が基本的に安定を維持できるように効果的にサポートされ、製造業の地位と競争力がさらに強固になり、強化される。世界的な産業分業と産業企業におけるデジタル研究開発・設計ツールの普及率は90%、主要プロセスの数値管理率は70%を超え、産業のエネルギー消費原単位と二酸化炭素排出原単位は引き続き低下し、産業付加価値1万元当たりの水使用量は2023年と比較して約13%減少し、ハルク産業の固形廃棄物の総合利用率は57%を超える。 【【主な戦略的な措置と取り組み戦略措置】】 <イノベーション主導の堅持とバリューチェーンのミドルエンド・ハイエンドへの移行加速> ①先端適用技術の推進と応用を加速し、企業を主体として奨励し、大学や科学研究機関と研究開発機関を共同構築し、研究開発投資を増加させ、科学技術成果の転換率を向上させる。②産業構造の最適化を継続する。産業チェーンの強靱化を促進し、新技術・新製品の革新を強化し、産業エコロジーを改善し、産業チェーン全体の競争優位性を強化する。③産業基盤再構築事業を徹底し、企業が基本部品とコンポーネント、基本コンポーネント、基本材料、基本ソフトウェア、基本プロセス、産業技術基盤などの弱点領域に焦点を当てることを支援し、ブレークスルーと産業応用を加速し、伝統的製造の基本サポートシステムを強化する。④品種の増加、品質の向上、ブランド化に注力する。消費のアップグレードニーズと弱点に焦点を当て、スマートホーム、グリーン建材、美術工芸品、高齢者製品、ベビー用品などの分野で新製品を積極的に開発する。 <デジタルテクノロジーのエンバウメントの加速とスマート製造の包括的な推進> ①デジタルトランスフォーメーションとネットワーク接続への企業のインテリジェントトランスフォーメーションを強力に推進する。②産業チェーンとサプライチェーンのネットワーク化されたコラボレーションを促進する。③工業団地とクラスターの全体的な変革とアップグレードを促進する。 <グリーン・低炭素発展の強化と省エネ・炭素削減の変革の徹底的な実施> ①主要分野におけるカーボンニュートラル行動の実施。②グリーン製造およびサービスシステムの改善。③資源の効率的なリサイクルの促進。④主要産業の品質安全性の強化。 <産業融合・相互促進の推進と新産業・新モデルの育成の加速> ①産業連携の発展促進。②サービス志向のものづくりの発展。③産業配置の最適化継続。 <政策支援の強化と良好な発展環境の構築> ①組織のリーダーシップを強化する。②財政・税制上の支援を増やす。③金融サービスの強化。④人材供給の拡大。	
---	--

資料）中国政府8部門公布（2023.12.29）「伝統的製造業のパターン転換とグレードアップの加速に関する指導意見」より抜粋作成。

関する取り組みであろう。

図表 4 は今年 2 月 29 日に政府 7 部門連名で公布された「製造業のグリーン発展の加速に関する指導意見」の概要をまとめている。注目されるのは 2030 年と 2035 年に分ける 2 段階の GX 目標の設定と 5 つの項目からなる主要な取り組み措置であるが、「実施の組織推進」においては「国際協力を深める」ことが提起され、グリーンイノベーションにおいて開放的な姿勢が示されていると受け止められよう。

この 2 点の政府文書はいずれも既存の産業に関する GX と DX の推進を示すものでイノベーションの強化促進の上で避けて通れない取り組みであろう。

図表 4 中国製造業の GX 化発展の加速促進に関する指導意見政策目標

【2030年までの発展目標】	
⇒2030年までに、製造業のグリーン化・低炭素化は顕著な成果を上げ、伝統産業のグリーン発展レベルが全体として向上し、産業構造とレイアウトが大幅に最適化され、グリーン化・低炭素化の割合が高まる。グリーン・低炭素エネルギー利用が大幅に増加し、資源の総合利用レベルが確実に向上し、汚染物質と二酸化炭素のレベルが大幅に改善される。原単位排出量は大幅に低下し、炭素排出総量はピークに達し、新興産業はグリーン成長エンジンとしての役割がより顕著になり、規模と質がさらに向上し、グリーン産業と低炭素産業の割合が大幅に増加し、新しいグリーン統合ビジネスフォーマットが出現し続け、グリーン開発の基本能力が大幅に向上し、グリーン・低炭素競争力はさらに強化され、グリーン開発は新産業化を促進する強固な基盤となる。	
【2035年までの発展目標】	
⇒2035年までに、製造業におけるグリーン開発の内生的な力は大幅に強化され、炭素排出量はピークを過ぎて着実に減少し、カーボンニュートラル能力は着実に向上する。世界の産業チェーンとサプライチェーンにおけるグリーンおよび低炭素の競争上の優位性が強調されており、グリーン開発は新たな工業化の一般的な形態となる。	
【主な戦略的な措置と取り組み戦略措置】	
<グリーンかつ低炭素への変革と伝統産業のアップグレードの加速> ①グリーンかつ低炭素の最適化と伝統産業の再構築を促進し、②伝統産業のグリーンかつ低炭素の技術変革を加速し、③地域のグリーンかつ低炭素の最適化レイアウトを指導する。	
<新興産業のグリーン、低炭素、高始動性の発展促進> ①新興産業におけるグリーン・低炭素の欠点の補填を加速する、②グリーン・低炭素産業の長期的な優位性の強化に注力する、③グリーン・低炭素分野における将来の産業を積極的に展開する。	
<製造業のグリーン・融合的新業態の育成> ①デジタル化とグリーン化の緊密な統合を促進する、②グリーン製造業と現代サービス産業の緊密な統合を促進する、③グリーン消費者の需要とグリーン製品の供給の緊密な統合を促進する。	
<製造業のグリーン発展の基礎力の向上> ①グリーン・低炭素技術革新システムを構築し、②グリーン開発政策システムを改善し、③グリーン・低炭素基準システムを改善し、④グリーン・低炭素ベンチマーク樹立システムを最適化する。	
<実施の組織推進> ① 全体的な企画・調整を強化する。②国際協力を深める。③人材育成を強化する。④ 広報・指導を行う。	

資料) 中国政府7部門公布(2024.2.29)「製造業のグリーン発展の加速に関する指導意見」より抜粋作成。

3. 「新質生産力」の中核を担う戦略的新興産業・未来産業への注力分野・製品

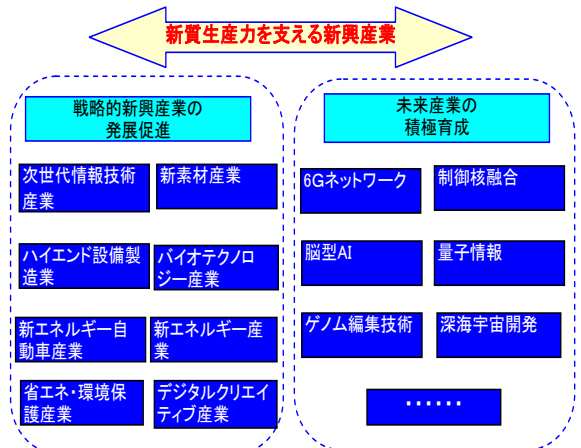
新質生産力の育成発展を図るうえでさらに重要なのは、戦略的新興産業と未来産業の発展育成であるが、この両方の産業構成は図表 5 の通りである。

戦略的新興産業に関する中国政府の促進政策はこれまでの 5 か年計画の始動時に複数回打ち出されてきており、新たに公布されるものが見られないが、その代わり今年 1 月 18 日に政府 7 部門連名で「未来産業の革新・発展の推進に関する実施意見」が公布されたのでそのポイントを紹介する。

図表 6 は同政策文書に明記された「新しいトラックの展開配置」になる新興分野の取り組み内容である。

また図表 7 は、政策提起の革新的で象徴的な新興分野及び主要製品に対する取り組みである。未来産業・未来製品分野であるだけに、非常に意欲的で前向きな政策提示となるので今後これらの分野における中国の事業推進によって世界をリードするものが出てくることが考えられよう。

図表 5 新質生産力を支える戦略的新興産業と未来産業



資料) 中国政府WEBサイトおよび各種報道より作成。

図表 6 新政策提起の「新しいトラックの展開配置」になる新興分野

未来のものづくり⇒ インテリジェント製造、バイオ製造、ナノ製造、レーザー製造、循環製造、画期的なインテリジェント制御、インテリジェントセンシング、シミュレーションなどの主要コア技術を開発し、柔軟な製造、共有製造などのモデルを推進し、開発を促進するインダストリアルインターネット、インダストリアルメタバースなど。

未来の情報⇒ 次世代モバイル通信、衛星インターネット、量子情報およびその他の技術の産業応用を促進し、量子、光子およびその他のコンピューティング技術における革新的なブレークスルーを加速し、脳のような知能、群知能、大型モデルなどの徹底的な強化を加速する。テクノロジーを活用し、インテリジェント産業の育成を加速する。

未来の素材⇒ 非鉄金属、化学品、非金属などの先端金属材料の高度化を推進し、高性能炭素繊維や先端半導体などの重要戦略材料を開発し、超電導材料などの先端新材料の革新的応用を加速する。

未来のエネルギー⇒ 原子力、核融合、水素エネルギー、バイオマスエネルギーなどの重点分野を中心に、収集・貯蔵・輸送・利用までを一貫した未来のエネルギー機器システムを構築し、新しい結晶シリコン太陽電池、薄膜太陽電池および関連電子特殊機器を研究開発し、新エネルギー貯蔵の開発を加速し、エネルギーエレクトロニクス産業の統合と高度化を促進する。

未来の空間⇒ 航空宇宙、深海、深地球などの分野に焦点を当て、有人宇宙飛行、月探査と火星探知、衛星ナビゲーション、航空機搭載無人システム、先進的かつ効率的な航空機などのハイエンド機器を開発し、湾岸潜水機、深海運用機器を加速します。、深海捜索救助探知装置、深海インテリジェント無人プラットフォームの開発と革新的応用など、地球深部資源探査、都市地下空間の開発と利用、極地開発の分野における機器の開発を促進する。

未来のヘルスケア⇒ 細胞・遺伝子技術、合成生物学、生物育種などの最先端技術の産業化を加速し、5G、6G、メタバース、人工知能などの技術を推進し新たな医療サービスを強化し、デジタルツインを統合したハイエンド医療機器を開発する。ブレインコンピューターインタラクションなどの先進技術を備えたハイエンドの医療機器や健康用品の開発を推進する。

資料) 中国国政府7部門公布(2024.1.18)「未来産業の革新・発展の推進に関する実施意見」より抜粋作成。

図表 7 政策提起の「革新的で象徴的な新興分野」の主要製品

- ①**人口ロボット**⇒ ロボット用の高トルク密度サーボモーター、高度にダイナミックな動作計画と制御、生体知覚と認知、知的で器用な手、電子皮膚などのコア技術をブレークスルーし、同分野での製品の開発と応用の促進に注力する。
- ②**量子コンピューター**⇒ フォールトトレラントなユニバーサル量子コンピューティング技術の研究開発を強化し、物理ハードウェア指標とアルゴリズムエラー修正性能を向上させ、量子ソフトウェアと量子クラウドプラットフォームの協調的な展開を促進し、量子コンピューティングの利点を最大限に活用し、普及拡大を探索する。
- ③**新型ディスプレイ**⇒ 量子ドットディスプレイ、ホログラフィックディスプレイなどの研究を加速し、マイクロLED、レーザー、印刷などのディスプレイ技術を突破して大規模アプリケーションを実現し、バリエーションで完全に柔軟な3D立体などのディスプレイ効果を実現し、スマート端末、スマートコネクテッドカーの開発、遠隔接続のプロモーション、文化コンテンツのプレゼンテーションなどのシーン利用を加速する。
- ④**ブレインコンピューターインターフェース**⇒ ブレインコンピューター融合、ブレイン様チップ、ブレインコンピューティングニューラルモデルなどの主要テクノロジーとコアデバイスを突破し、使いやすく安全なブレインコンピューターインターフェース製品を多数開発し、医療リハビリテーション、無人運転、仮想現実などの典型的な分野でのアプリケーションの探索を進める。
- ⑤**6Gネットワーク機器**⇒ 高度な無線通信、新しいネットワークアーキテクチャ、クロスドメイン統合、航空、宇宙、地上の統合、ネットワークとデータのセキュリティなどを実施する。技術研究、無限のキーテクノロジーのコンセプトプロトタイプ開発、ホログラフィック通信やデジタルツインなどに代表される特徴的なアプリケーションの形成。
- ⑥**超大規模な新しいインテリジェントコンピューティングセンター**⇒ GPU チップ、クラスター化された低遅延相互接続ネットワーク、異種リソース管理などのテクノロジーのブレークスルーを加速し、大規模モデルの反復トレーニングやアプリケーション推論のニーズを満たす超大規模インテリジェントコンピューティングセンターを構築する。
- ⑦**第3世代インターネット**⇒ データ交換における第3世代インターネットの試験的適用を促進し、主要産業および分野のさまざまなエンティティのプラットフォーム データを公開するためのブロックチェーン技術の使用を検討し、第3世代インターネット デジタル ID 認証システムを研究し、データガバナンスを確立する。
- ⑧**ハイエンドの文化・観光機器**⇒ 文化とエンターテインメントの創造をサポートする特別なサポートソフトウェアを開発し、高度な舞台芸術とエンターテインメント機器、ハイエンドの水、陸、空の観光機器、没入型体験施設、スマート観光システムと検出および監視プラットフォームの開発を促進し、インテリジェントでハイエンドかつ完全な文化観光機器を開発する。
- ⑨**先進的かつ効率的な航空機器**⇒ 次世代の大型航空機の開発に焦点を当て、新しいレイアウト、インテリジェントな運転、相互接続されたアビオニクス、マルチ電気システム、オープンローターハイブリッドエンジンおよびその他のコアテクノロジーを突破する。超音速、超効率のな亜音速、新エネルギー旅客機などの先進コンセプトの研究を推進し、将来のスマート航空交通ニーズに焦点を当て電動垂直離着陸機、スマートで効率的な航空物流機器などの開発と応用を加速する。
- ⑩**深層資源探査および開発装置**⇒ 深海での活動のニーズに焦点を当て超深海インテリジェント掘削リグエンジニアリングプロトタイプ、深海の石油とガスの中生産システム、深海のようなハイエンドの資源探査および開発機器によって一連の重要な技術的ブレークスルーを進める。

資料) 中国国政府7部門公布(2024.1.18)「未来産業の革新・発展の推進に関する実施意見」より抜粋作成。

4. 中国の戦略的新興産業・ハイテク産業の発展現状（成果と課題）

ここで中国の政府政策で重要視される戦略的新興産業の発展現状について見てみよう。中国国家情報センター公表の直近レポート^{※2}によると、中国の戦略的新興産業はこれまでの10年間に総じて主に以下の3つの方面の成果が挙げられたとされている。

【1】2021年、中国の戦略的新興産業の付加価値は15.3兆元となり、GDPの13.4%を占め、2014年より5.8ポイント増加する。指定規模以上の産業の付加価値に占めるハイテク製造業の割合2012年の9.4%から2021年には15.1%に増加した。

2021年末現在、A株上場企業のうち戦略的新興産業に関連する企業数は2,067社となり、2012年末に比べて1,083社増加した。このうち売上高が100億円を超える企業は2012年にはわずか47社だったが、2021年には216社に増加した。上場企業の総数に占める戦略的新興産業の割合は4.8%から10.4%に増加し、業界を牽引する大手企業の役割がさらに強化された。

【2】一部の産業や企業の強み、競争力、影響力が大幅に向上。第一に、重要産業の発展レベルは世界先進レベルに達している。中国の新エネルギー発電設備容量、新エネルギー自動車の生産・販売、スマートフォンの生産、海洋エンジニアリング機器の受注において新世

※2 中国国家情報センター新興産業課（2023.2.21）「戦略性新興産業10年成就回顧」。

代移動通信、原子力発電、太陽光発電、高速鉄道、インターネットアプリケーションや遺伝子配列解析など、世界トップクラスの研究開発レベルと応用能力を有している。第二に、一流企業は一定の国際競争力と市場影響力を持っている。2021年のフォーチュングローバル500社リストには、中国の戦略的新興産業企業が35社が入っており、

2012年より23社増加。2022年に選ばれた世界のユニコーン企業のうち、中国企業は312社に達し、世界第2位となった。第三に、ハイテク製品の輸出規模は拡大を続けている。2021年のハイテク製品の輸出出荷額は9,795億8,000万ドルで、2012年の1.6倍となった。

【3】加速度的に新たな成長エンジンを多数育成。たとえば、航空、宇宙、海洋分野の新型航空機や宇宙船、新世代オペレーティングプラットフォームと統合航空宇宙観測システム、情報ネットワーク分野における量子通信とユビキタスセキュアなモノのインターネット、合成生物学や再生医療技術など。ライフサイエンス分野における原子力、技術分野等における新世代原子力機器や小型原子力システム、民生用核解析・イメージング等、新エネルギー分野における水素エネルギー産業チェーン等、これらの分野が成長ポイントとなる見込みである。

各分野の戦略的新興産業の発展動向は図表8にまとめた通りで、特に次世代情報技術やハイエンド設備製造や新素材産業などの分野の発展が目覚ましい。

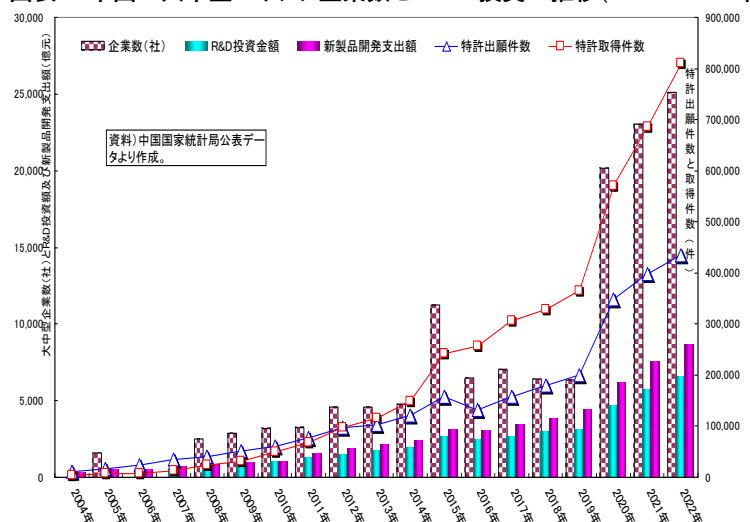
次に、統計が比較的取りやすいハイテク産業分野^{※3}のイノベーションの動向を見てみる。図表9のように、大中型ハイテク企業の社数こそ数年間（2016～2019年）の減少が見られた

図表8 分野別にみる中国の戦略的新興産業の発展動向

＜次世代情報技術産業＞ 2012年～2021年に規模以上の電子情報製造業の付加価値は年平均11.5%増加。2021年の国家ソフトウェア産業の事業収益は9兆5,000億元、2012年～2021年の年平均成長率は16.0%、総利益は1兆1,800億元に上った。通信業界は2021年末現在インターネット利用者数は10億3,200万人、携帯電話インターネット利用者数は10億2,900万人、4G利用者は10億6,900万人、5G利用者は3億5,500万人に達し、両者を合計10億6,900万人となった。
＜バイオテクノロジー産業＞ 2021年の医薬品製造業の営業収益は2兆9,600億元、2012年から2021年までの年平均成長率は6.1%、医療機器市場規模は9,630億元、年平均成長率は21.3%となる。2021年末現在、上場している製薬・生物産業企業数は395社に達し、特許出願総数は67,445件に達している。中国の生物産業も大きな進歩を遂げ、生物遺伝子育種、生態農業、有機農業、生物有機肥料、無毒生物農薬を統合した現代的バイオ農業の新たな道を歩み出している。
＜ハイエンド設備製造業＞ 2012年以来主要部門は順調に業績を上げ、一連の革新的な進歩を遂げた。航空宇宙分野では国産の大型航空機C919と国内製造による世界最大の水陸両用機AG600が初飛行に成功した。航空分野では2021年国の衛星ナビゲーション及び位置情報サービス産業の総生産額は4,690億元となり、2012年の5.8倍となる。現在国内スマートフォンの出荷総額の94.5%が北斗システムを搭載。鉄道輸送分野ではCRRCが主導した時速600キロメートルの国内初の高速リニアモーターカー試験試作機がラインオフ、中国の高速リニアモーターカー技術に大きな進歩をもたらした。2021年時点で高速鉄道機器の製造能力と運行能力は世界をリード。2021年末までに全国の高速鉄道の運行距離は約4万kmとなり、2012年末の4倍に達した。2021年の産業用ロボットの生産台数は36万6,000台を超え、世界トップの座を継続保持し、CNC工作機械産業の規模は218億ユーロに達し、世界シェアの約31%を占め、船舶受注量は世界1位を保ち続けている。
＜新素材産業＞ 中国のレアアース機能材料、先端エネルギー貯蔵材料、太陽光発電材料、有機シリコン、超硬材料、特殊ステンレス鋼、ガラス繊維及びその複合材料等の新素材の生産能力は世界トップクラスに並び、新素材の応用範囲は拡大し、航空宇宙、バイオエンジニアリング、新エネルギー、医療機器、文化・スポーツ用品、機械機械、建材、化学機械、輸送車両などに広く利用されている。
＜省エネおよび環境保護産業＞ 2021年の国家環境保護産業の営業利益は約2兆1,800億元となり、前年比約11.8%増加した。省エネサービス産業も持続的な急成長を遂げており、2021年の総生産額は2012年の3.7倍となる6,069億元に達した。資源リサイクル産業の発展はエコロジー、ネットワーク化、専門化という新たな傾向を示し始めている。
＜新エネルギー産業＞ 2021年の中国のクリーンエネルギー消費量は25.5%を占め、2012年より11ポイント増加した。2021年末現在、風力発電の設置容量は3億2,800万KWで、国の発電設備総容量の13.8%を占めている。太陽光発電の設備容量は3億600万KWで発電設備総容量の12.9%を占め、2012年の約12倍となり、新エネルギーの発電能力は初めて1兆Kwhを超えた。
＜新エネルギー自動車産業＞ 新エネルギー車産業は政策主導の段階から市場と政策の両方で主導される段階に移行し、自主開発の機運が高まっている。2021年の新エネルギー車生産台数は354.5万台に達し、2012年～2021年の年平均成長率は86.7%。現在、新エネルギー車の生産、販売、所有は世界の50%以上を占めており、輸出の勢いも良く、上流のバッテリー、電子制御、その他のコンポーネントシステムの発展が進み、国際競争力も強化されている。
＜デジタルクリエイティブ産業＞ 2012年以降、デジタルテクノロジーの統合的発展と新たなビジネスモデルの急速な発展により、デジタルクリエイティブ業界は急速な成長を遂げている。デジタルコンテンツ分野では2021年のデジタル音楽市場規模は790億7,000万元、国内ゲーム市場規模は2,965億1,000万元となり、2012年～2021年の年平均成長率は19.4%となる。デジタルクリエイティブ機器の分野ではウェアラブル市場の出荷台数は2012年のわずかに230万台に対し、2021年には1億4,000万台に達する見込み。

資料) 中国国家情報センター新興産業課(2023.2.21)「戦略性新興産業10年成就回顧」より作成。

図表9 中国の大中型ハイテク企業数とR&D投資の推移(2004-2022年)

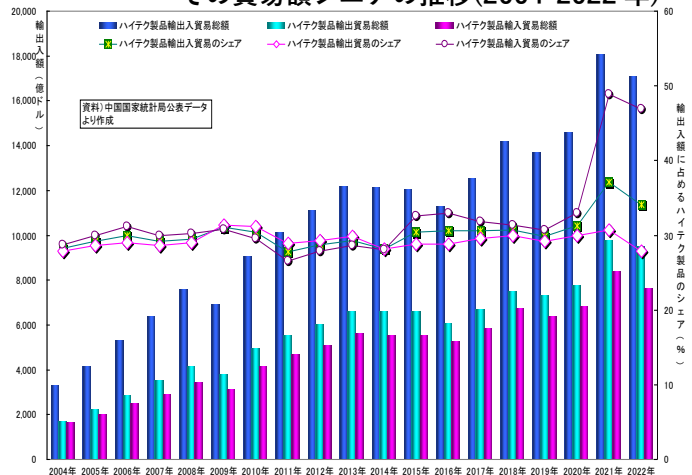


※3 中国のハイテク産業の多くは戦略的新興産業に包含される重要な先端業種が含まれると思われるが、具体的な産業には医薬製造業、電子通信設備製造業、計算機および事務設備製造業、医療設備・計器製造業、情報化学品製造業が挙げられる。

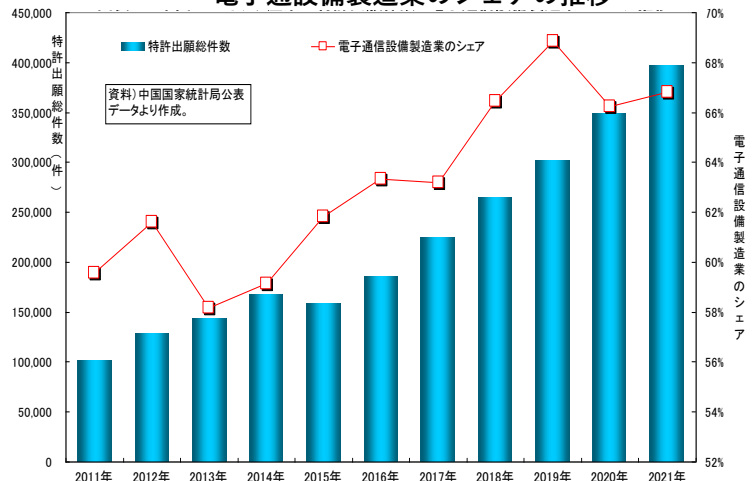
が、2020 年から急速な増加を続けており、それと共に R&D 投資の拡大と特許出願件数の増加が見てとれる。図表 10 はハイテク工業製品の輸出入の動向を示しているが、長年輸出主体の構造で国際貿易が行われてきたが、2022 年をピークに中国の輸出入総額に占めるシェアの低下が見られ始めた。図表 11 は中国ンハイテク産業分野の特許出願実績を見たもので、全産業の出願件数は堅調な右肩上がりが続けているに加え、次世代情報分野に所属する電子及び通信設備製造分野の特許申請件数の全体シェアも長い間大きく伸びており、前年比減となった電子通信設備産業の全体シェアも全体の約 6 割以上の部分を示しているのが特徴となっている。

図表 12 は中国の規模以上企業の R&D 投資支出の実績と実施企業の割合を示しているが、ここでも大中型ハイテク産業と同様に、R&D の支出拡大が堅調に進み、R&D 投資実施企業の比率もおおむね伸び続けており、2022 年は若干低下したことが見て取れる。なお、図表 13 は中国の規

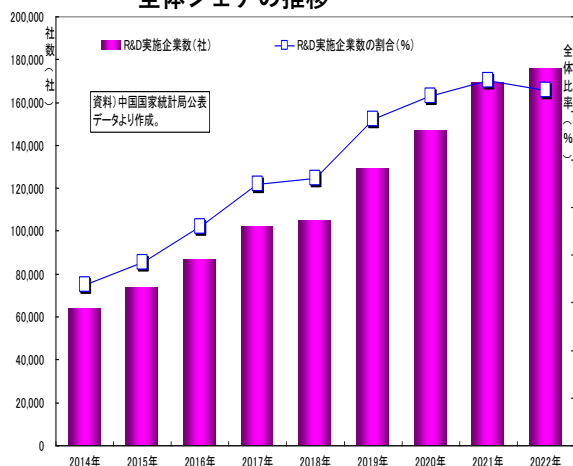
図表 10 中国のハイテク製品の輸出入額とその貿易額シェアの推移(2004-2022 年)



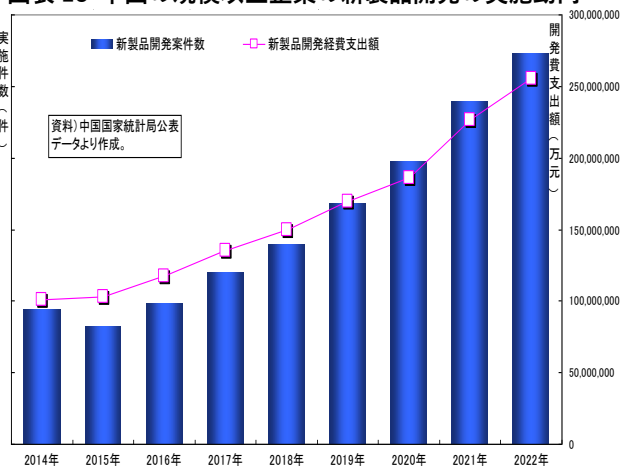
図表 11 中国のハイテク産業の特許出願件数と電子通信設備製造業のシェアの推移



図表 12 中国の規模以上企業の R&D 実施社数と全体シェアの推移

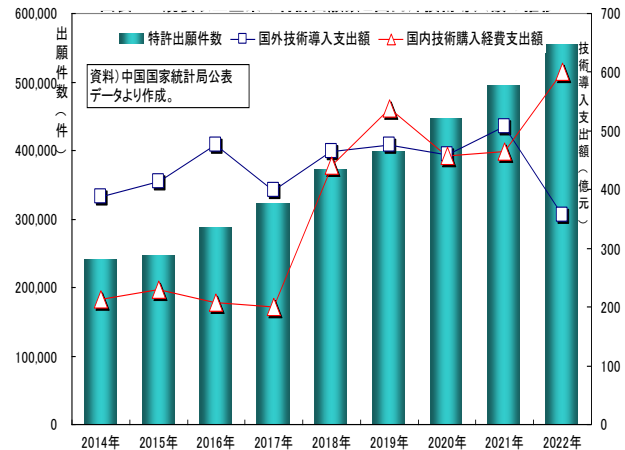


図表 13 中国の規模以上企業の新製品開発の実施動向



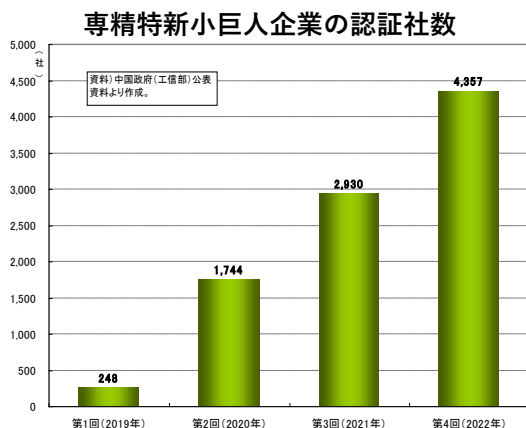
模以上企業の新製品開発案件数と開発費の支出額を見比べたもので両方とも顕著な増加が見られており、企業がイノベーションの取り組みが積極的に行われていることが読み取れる。図表 14 は最も興味と注意を惹く形のものになると思われるが、規模以上企業の出願件数が堅調に継続拡大をしていると共に、国外技術導入の支出額が近年頭打ちになり、対して国内技術購入経費の支出額が増加する傾向が見られ、2022 年には前者を大きく上回る水準に拡大している（600 億円）。

図表 14 規模以上企業の特許出願数と国内外技術導入額の推移

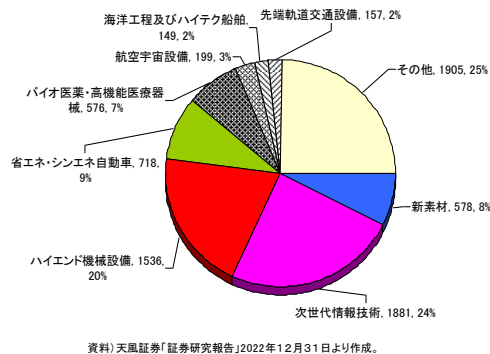


以上では主にハイテク製造業と規模以上企業のイノベーション発展の動向を概観したが、近年中国政府が育成発展に注力してきた「専精特新小巨人企業」の数も急速に増加し（図表 15）、中国の新興産業の発展促進に重要な力になりつつあることも看過できない。図表 16 に見るように、次世代技術に占める同種企業の数が全体の 4 分の 1 に近い 1800 社以上を数えており、今後も政府の政策支援で更に増えていくであろう。

図表 15 中国政府の 4 回にわたる



図表 16 「専精特新」“小巨人”企業のプレゼンス



このように、中国の戦略的新興産業はかなり大きな発展とイノベーションの実績を遂げてきており、新質生産力の育成形成にも有利な条件づくりと基盤形成となっていることは確かであろう。むろん、直面する課題も多くあるのも事実であり、これに関しては中国政府系シンクタンクのレポートでも多くの課題が指摘されている。

例えば、2020 年に発表された中国工程院専門誌「中国工程科学」に掲載された論文^{※4}でも「第 13 次 5 カ年計画」以降、戦略的新興産業の育成は目覚ましい成果を上げているものの、同時期の世界産業の発展動向や国内産業の質の高い発展の需要と比較すると、依然として課題が残っている」として以下の通り指摘されている。(1) 一部の産業分野における重要

※4 王海南,王礼恒 周志成 王崑声 崔剑 「新兴产业发展战略研究 (2035)」《中国工程科学》 2020 年 第 22 卷 第 2 期。

な基盤技術が「他者に支配される」現象は根本的に解消されていない。基本コンポーネント、原材料、コア機器、ハイエンドの産業用ソフトウェアなどは外国技術に大きく依存しており、バリューチェーンのハイエンドが不足しており、「スタックネック」問題が依然として存在している。(2) 産業開発のトップレベルの設計と全体的な調整を改善する必要がある。産業地域の配置は分業の差別化を反映しておらず、地域特性と比較優位性が不十分であり、産業の集中が明らかであり、産業チェーンの調整と支援施設が不完全である。(3) 関連する法令や基準体系が完全ではない。国家および業界の標準、設計仕様、品質管理仕様などが体系化されておらず、一部の部門に対する業界アクセス システムがまだ確立されていない。(4) 産業革新環境と市場メカニズムを改善する必要がある。「産・学・研」を効果的に組み合わせた産業イノベーションメカニズムが形成されておらず、技術革新成果の転換効率が高くない、一部の業界では革新的な製品の市場参入が困難である、市場参入が困難であるなどの市場課題が存在する企業融資や高額融資の問題は効果的に解決されていない。

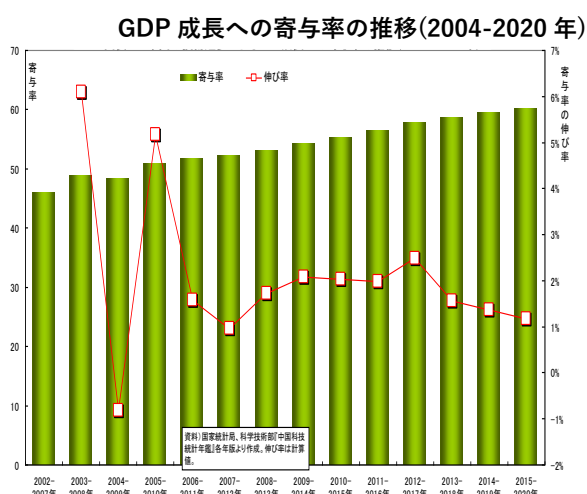
これらの問題は今でも基本的にまだ解決されておらず、今後の新興産業、未来産業を発展させるうえでも障害になると認識されている。

5. イノベーション強化の課題対応と市場展望（結びに代えて）

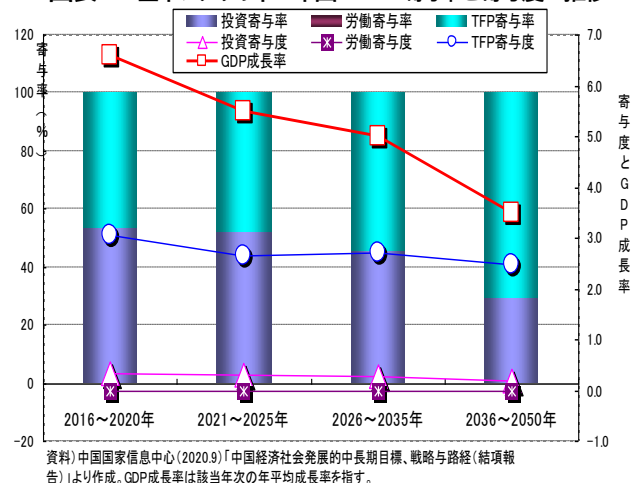
今般の「新質生産力」の育成発展促進に関する政策措置と今後の取り組みは現存の問題の解決と将来課題の対応に資するものと期待できるが、「新質生産力」の迅速な形成には科学技術の更なる発展と産業への応用拡大に負うところが大きい。

図表 17 の中国科学技術統計に集計される科学技術の GDP 成長への寄与率の推移を見て、確かに長い期間にわたり上昇しつつあるが、年平均では 1~2% ぐらいに過ぎず、近年では更に下がってきている。また図表 18 に示す 2020 年 9 月に公表された中国国家情報セン

図表 17 中国の技術進歩による

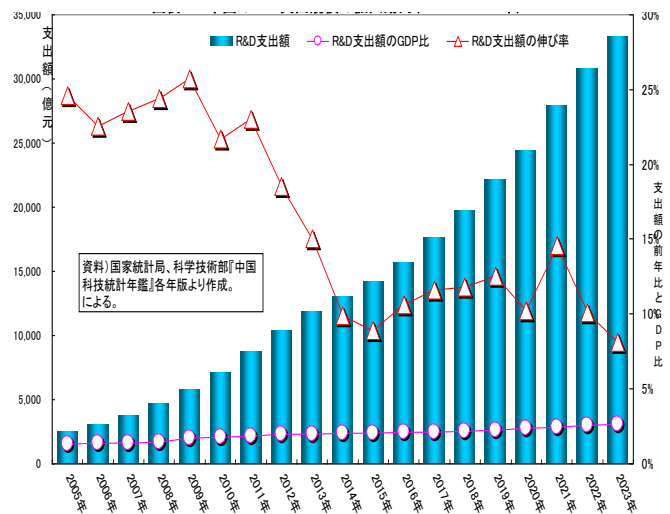


図表 18 基準シナリオ下の中国の TFP 寄与率と寄与度の推移



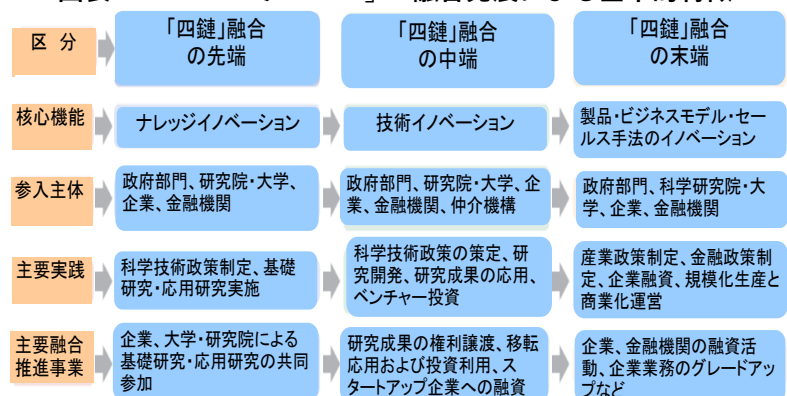
ターのレポート^{※5}にも TFP の指標が採用され、2021 年から 2050 年に向けて TFP の経済成長への寄与率と寄与度が主体を占めることが推計されている。ただ、これは中位シナリオに基づくもので確実にその目標値にたどり着くかどうかは不明である。少なくとも安定的な R&D 投資と企業によるイノベーションの推進が求められるであろう。図表 19 にみる、中国の R&D 支出額は長年にわたり、2 けた以上の増加幅を保ち続けており、2023 年には 2013 年の 2.8%にあたる 3 兆 3,278 億元に達し、GDP に占める割合も 2013 年の 2.01%から 2023 年の 2.64%に拡大したが、近年の経済成長の減速などにより増加額については減少しており、2023 年はこれまでの最低水準に下がった。

図表 19 中国の R&D 支出規模の拡大動向



政府の政策強化により、今後も中国における R&D 投資の拡大が必要とされるが、政府（中央と地方）サイドはもちろん、企業も課題に直面する可能性が高いと思われ、R&D 強化のための人材面における対策も重要であることも言うまでもない。加えて産業需要との結びつけがイノベーションの最も基本であるだけに従来の産学研によるイノベーションシステムの進化と融合促進が求められている。これに関して中国科学院の研究者による最新の共同論文^{※6}で詳しく研究分析され、政策提言が行われている。同論文は、中国共産党第 20 回全国代表大会の報告で打ち出された「イノベーションチェーン、産業チェーン、資本チェーン、人材チェーンの緊密な統合の促進」という提案を踏まえて、中国のイノベーションシステムの現状と課題を分析しており、イノベーションチェーン、産業チェーン、資本チェーン、人材チェーン（以下「4 つのチェーン」の融合発展（図表 20）は、要素の市場化を促進し、新たな発展パターンを構築する

図表 20 「4 つのチェーン」の融合発展による基本的特徴



資料) 聂常虹、赵斐杰、李钊、陈彤「对创新链产业链资金链人才链“四链”融合发展的问题研究」(Research on integration of innovation chain, industrial chain, fund chain, and talent chain), 『战略与决策研究』2024年第39卷第2期より加工引用。

※5 中国国家信息中心（2020.9）「中国经济社会发展の中長期目標、戦略与路徑（結項報告）」の指標は5年ごとの年平均値で公表されているが、冒頭で触れた TFP と同じ数値と考えられ、今後の新質生産力の発展ぶりを見るうえでも参考になると思われる。

※6 聂常虹、赵斐杰、李钊、陈彤「对创新链产业链资金链人才链“四链”融合发展的问题研究/Research on integration of innovation chain, industrial chain, fund chain, and talent chain」『战略与决策研究』2024年第39卷第2期より加工引用。

ための重要な出発点であるだけでなく、本質的な要件であると指摘し、国のイノベーションシステムの全体的な有効性を向上させるためには、政府の指導と市場メカニズムの影響下でさまざまな要素が効果的に配分されることが重要であり、現段階では中国の「4つのチェーン」はまだ相互に引っ張り合い、支え合う深い統合の傾向を形成していないとしており、具体的に以下の5つの問題点が挙げられている。

(1) 科学技術イノベーション政策の相乗効果や一貫性が不十分であり、産業界や地域が連携して取り組む体制や仕組みの改善が必要である。(2) 「4つのチェーン」の統合促進における科学技術仲介者の支援的役割をさらに強化する必要がある。(3) 科学技術成果を各レベルで変革するための詳細な実施規則が相対的に不足している。(4) 一部の分野や主要な技術連携における人材の結束が不十分であり、人材の育成、評価、活用の仕組みを改善する必要がある。(5) イノベーションチェーンにおけるバックエンドの資金調達困難の問題は早急に改善される必要があり、資本参入に対する複数の障害を取り除く必要がある。

本稿で取り上げた直近一連の政府政策はこれらの問題解決に役立つことも考えられるが、新興産業の発展促進にまず考えられるのは投資に対する刺激効果であることは確かである。特に経済の下振れ圧力の情勢において国内外の投資活動とビジネスマインドへの刺激効果が第一義に考えられるが、3月19日付けで国务院の最新の外資政策（「高いレベルの対外開放を着実に推進し外資誘致・利用への取り組みを強化する行動計画〈アクションプラン〉」が公布され、その中ではこれまで以上に踏み込んだ外資導入・利用歓迎の内容が含まれている。

同アクションプランは五つの部分計24カ条の措置を打ち出している（図表21）が、第四部でイノベーション要素の移動を円滑にし、内資・外資企業のイノベーション協力を促進すること、外資系企業と本社のデータ移動を支援し、国際ビジネスマンの往来を便利にし、外国人の中国での仕事や居住の許可管理を改善し、国内・国外機関の共同イノベーションを支援するなどことが明記された。

これまでに外資が中国のハイテク産業や戦略的新興産業の発展に大きな役割を果たしてきたことを考えれば、新たなイノベーション発展の推進と新興産業の育成強化においても外資参入の可能性が多く期待され、イノベーションシステムの構築や新興産業の発展に多くの経験とノウハウを持つ日系企業のビジネスチャンスも拡大するであろう。

以上

図表 21 高水準の対外開放の着実な推進と

外資導入利用の更なる促進の行動計画

一、【市場参入分野の拡大】⇒①ネガティブリストの縮小、②科学技術イノベーション分野における外資参入の緩和、③金融・保険分野の外資参入拡大、④国内債券市場に参加する外国金融機関の業務範囲拡大、⑤QFLP（適格海外投資事業有限責任組合：国内でPE投資許可のある外国投资企业）の投資範囲拡大。 二、【外資誘致の強化への政策支援】⇒⑥外商投資奨励目録の拡大、⑦税制優遇の実施、⑧金融支援の強化、⑨エネルギー使用にかかる保障強化、⑩中国内中西部・東北地方への産業移転支援。 三、【公平な競争環境の整備・行政サービスの改善】⇒⑪公平競争を違反する行為に対する措置を強化。 ⑫入札制度の整備、⑬国内標準の制定・改定への公平な参加に対する支援、⑭行政法執行レベルの引き上げ・透明化、⑮「中国投資」ブランドの確立、⑯外商投资企业に対するサービス・保証を強化。 四、【中国企業と外資企業のイノベーション協力の促進】⇒⑰外資企業のデータ越境に関する支援（ホワイトリスト作成等）、⑱外国人駐在員のビザ有効期間の緩和、⑲就労・居留許可関連手続きの最適化、⑳国内外機関とのイノベーション協力の支援。 五、【国内ルールの整備・国際基準との整合性確保】⇒㉑知的財産権保護の強化、㉒データ越境・移転に関するルール整備、㉓CPTPP、DEPA等の国際的な経済・貿易協定加盟の積極的推進、㉔国際的な経済・貿易ルールとの整合性確保。 資料）国务院（2024.3.19）「ハイレベルの対外開放を着実に推進し外資誘致・利用への取り組みを強化する行動計画」（「扎实推进高水平对外开放更大力度吸引和利用外资行动方案」より抜粋）
--

中国における個人情報越境の実務と動向

個人情報越境標準契約登記の実務上のポイントとコンプライアンス

プライスウォーターハウスクーパース（PwC）中国

パートナー 黄思维：miles.huang@cn.pwc.com

パートナー 高橋翔太：shota.s.takahashi@cn.pwc.com

はじめに

グローバル化とデジタル経済の進展に伴い、データは、莫大な経済的価値を持つ生産要素として国境を越えて頻繁に移動し、その規模は年々増加の傾向にあります。しかし、無秩序に行われるデータの越境は、データ主体とデータセキュリティにリスクをもたらし、国家の安全と社会の公共利益に関わります。データの越境に伴うさまざまなリスクを防止し、監督を強化するため、中国はデータの越境に関連する業務を規制し、『中華人民共和国ネットワークセキュリティ法』（以下「ネットセキュリティ法」）、『中華人民共和国データセキュリティ法』（以下「データセキュリティ法」）、『中華人民共和国個人情報保護法』（以下「個人情報保護法」）などの法規を次々に施行しています。

「個人情報保護法」などの関連法に基づき、中華人民共和国国家インターネット情報弁公室（以下「ネット情報弁公室」）は、『個人情報越境標準契約弁法』（以下「標準契約弁法」）を制定し、個人情報の越境に関連する活動を規制することにより、データの越境に関する上位法の規定と要求を実践し、デジタル経済の健全な発展を保障し、国内外でのデータの移転に存在する潜在的なリスクに対処しています。個人情報処理者が規範に従って個人情報越境標準契約を正しく登記できるよう指導と支援を行うために、ネット情報弁公室は『個人情報越境標準契約の登記ガイドライン（第1版）』（以下「ガイドライン」）を公表し、個人情報越境標準契約を登記する方法、手順、必要な資料などについて具体的に規定しています。

過去数か月にわたり、PwC は企業のお客様に対して個人情報越境標準契約登記に関するコンサルティングサービスを積極的に提供しており、医療、製造、化学、食品、自動車、貿易などの各業界において、ネット情報弁公室に対して審査の申請を行ってきました。本稿では、実際の登記手続き業務と規制当局から得た指導意見を踏まえ、登記に関する注意事項とアドバイスを共有します。各企業が個人情報越境標準契約登記をスムーズに行う一助になれば幸いです。

□ 個人情報越境標準契約登記に関する実務上のポイント

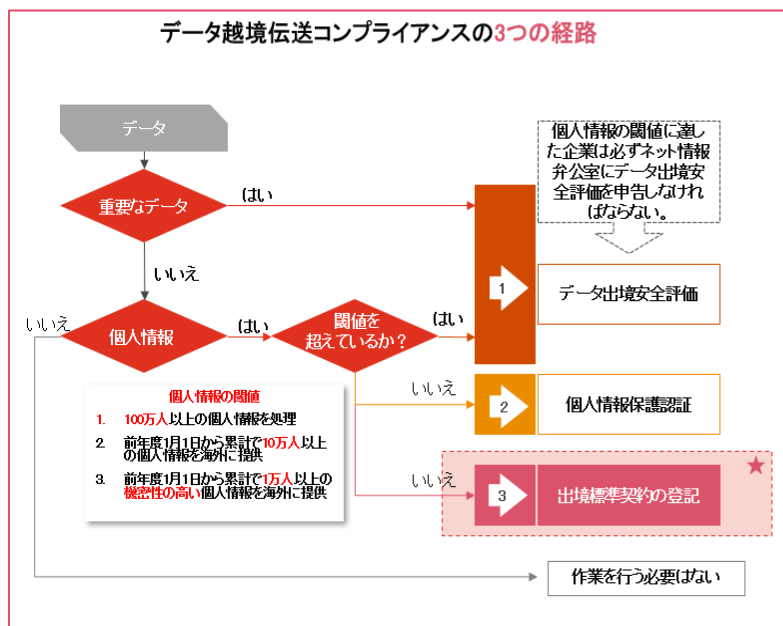
1. 積極的に本部とコミュニケーションを行い、サポートを得る

企業は、中国本土におけるデータセキュリティと個人情報保護に関する法規の最新状況を積極的に本社と共有するべきです。登記手続きにおいては、海外の受領者に関する情報を収集・開示する必要があります、そのためには海外の IT、法務、コンプライアンス、業務部門などの協力が必要です。従って、本社の経営陣と積極的なコミュニケーションを行い、本社の経営陣の協力を得て、登記業務を円滑に進めることをお勧めします。

2. 個人情報資産の整理と登記経路の特定

企業は個人情報資産とその流通を整理し、個人情報の越境シナリオを特定することにより、個人情報越境標準契約登記にどの経路を適用するかを判断する必要があります。現在、「個人情報保護法」に基づきデータの越境に関する3つのコンプライアンス経路が規定されています（下図参照）。注意が必要な点として、個人情報の越境が下図に示されている閾値を超えない場合、企業には主に2つのコンプライアンス経路、すなわち、越境標準契約登記と個人情報保護認証があります。現時点では、個人情報保護認証の業務がまだ大規模に実施されていないため、企業は通常、越境標準契約登記を通じて企業の個人情報の越境伝送に関する業務のコンプライアンスを確保する傾向があります。

個人情報保護法下のデータ越境伝送コンプライアンス経路



個人情報保護法

(2021年11月1日発効)

第三十八条 個人情報処理者は業務などの必要に応じて、中華人民共和国の国外に個人情報を提供する場合、次の条件のうち一つを満たさなければならない。

1. 国家インターネット情報弁公室(ネット情報弁公室)のデータ出境安全評価に合格する(法律・法規に別途規定がある場合を除く)。
2. ネット情報弁公室の規定に従い専門機関で個人情報保護認証を行う。
3. データの越境伝送シナリオに対する個人情報保護影響評価を実施し、ならびに出境標準契約を所在地の省レベルのネット情報弁公室に登録する。
4. 法律、行政法規またはネット情報弁公室が規定するその他の条件を満たす。

・ 個人情報処理者はデータを分割保存する方式でデータ出境安全評価(経路1)の適用を回避してはならない。

3. 実情に基づき登記を行い、範囲を縮小拡大しない

企業は業務の現状に基づいて、登記資料に越境済みの個人情報の種類や数量などを正確に記入し、規定された書面の証明資料を体系的に作成するべきであり、登記のスムーズな承認のために登記情報の範囲を意図的に拡大または縮小することは避けるべきです。一部の企業の将来的な発展を考慮すると、越境する個人情報主体の人数やデータ量が増加する可能性があります。そのため、将来のコンプライアンスリスクに備えて、1年以内に越境が予想される個人情報主体の人数やデータ量をネット情報弁公室に対して自発的に提供することをお勧めします。

4. 事前にネット情報弁公室と登記要件についてコミュニケーションを行う

『標準契約弁法』では、企業に対して所在地の省レベルのネット情報弁公室に登記を申請するよう要求していますが、実際の登記手続きでは、各地のネット情報弁公室によって登記要件が異なります（下図参照）。

各地の省レベルのネット情報弁公室の要件例

	ネット情報弁公室A	ネット情報弁公室B	ネット情報弁公室C
文書の押印要件	以下の資料に割印が必要 ・『個人情報出境標準契約』 ・『個人情報保護影響評価報告』	割印は必要なし	割印は必要なし
登記資料の提出方法	まずメールで電子版の資料を提出して予備審査が行われ、予備審査の合格後、実際の窓口で紙版と電子版の資料を提出する。	オンラインの登記システムを使用して電子版の資料を提出する。	まず登記資料を市レベルのネット情報弁公室に提出して予備審査が行われ、予備審査の合格後、市レベルのネット情報弁公室から省レベルのネット情報弁公室に提出される。

5. 個人情報越境標準契約の一括登記

中国国内に多くの関連法人を抱える多国籍グループ企業は、一括登記による登記申請を検討できます。規制当局の意見によれば、複数実体で一括登記を行う場合、以下の条件を満たす必要があります。

- A) 登記主体および他の関連実体の個人情報越境シナリオが同一であること。登記主体が法人実体であり（支社は独立法人ではないため、本部または子会社の代わりに登記できない）、かつ中国国内の契約当事者であること。
- B) 登記主体が関連実体の個人情報越境に対して責任を負うことを約束すること。また、他の関連実体が登記主体に対して委任状を提出し、企業情報（法人名、登記地、連絡先、担当者など）を提供すること。
- C) 複数実体で一括登記を行う前に、各関連企業が所在地の省レベルのネット情報弁公室に相談すること。もし各関連企業の所在地の省レベルのネット情報弁公室が一括登記に同意しない場合、各省で個別に登記を行う必要がある。

注意すべき点として、登記主体と他の関連実体を合わせた越境数が『データ越境安全評価弁法』の第四条で定められた閾値に達する場合（例：前年度1月1日からの累計で合わせて10万人の個人情報または1万人の機密性が高い個人情報などを海外に提供した場合）、企業はデータ越境安全評価の申告を通じて企業の個人情報の越境伝送に関する業務のコンプライアンスを確保する必要があります。

6. 企業内部の登記資料の準備

登記資料の要件は、データ越境安全評価の申告に必要なものほど複雑ではありませんが、企業はできるだけ早めに準備を始め、報告書の作成と修正、文書の郵送、内部承認、署名などのために十分な時間を確保する必要があります。最終提出期限は『標準契約弁法』の要件を満たさなければなりません。すなわち、企業は標準契約が発効した日から10営業日以内に、所在地の省レベルのネット情報弁公室に登記資料を提出する必要があります。

7. 越境シナリオの告知と同意

「告知と同意」は『個人情報保護法』で確立された個人情報保護の核心となる原則であり、同時にネット情報弁公室が越境標準契約登記において重点的に監督管理している事項でもあります。企業は『個人情報保護法』第三十九条にある次の告知要件を満たさなければなりません。「個人情報処理者は中華人民共和国外に個人情報を提供する場合、個人に対して海外受領者の名称または氏名、連絡先、処理目的、処理方法、個人情報の種類、および個人が海外受領者に対して本法で規定された権利を行使する方法と手続きなどについて告知し、個人の明確な同意を得なければならない」。

企業は最初に登記資料を提出する際に、「告知と同意」を証明する資料を自発的に添付できます。例えば、1) 手書きで署名された同意書のサンプル、2) 電子形式の同意書などです。電子形式の同意書の場合、スクリーンショットのサンプルが必要です。

8. 個人情報の越境経路情報を明確にする

個人情報の越境経路情報は、規制当局が注視している分野です。企業は『データ越境安全評価の申告ガイドライン』の申告書の記入説明にある越境経路情報の要件を参考にできます。

『個人情報保護影響評価報告』と『個人情報越境標準契約』付録1で、経路となるプロバイダー、経路の数と帯域幅、国内外のデータセンターの名称と物理的な位置、IP アドレスなど、個人情報の経路に関する状況を明示する必要があります。

9. 企業は『標準契約弁法』に従って、できるだけ早い登記を

ネット情報弁公室が公表した『データ越境流動規定の整備と促進（意見募集稿）』により、1年間に海外に提供する個人情報が1万人に満たない企業に対する全体的な規制方針が大きく変わりました。ただし、この意見募集稿はまだ発効していないため、企業は現時点では引き続き『標準契約弁法』の要求に基づいて、規制当局に越境標準契約登記の資料を提出し、規制当局と積極的なコミュニケーションを行うことをお勧めします。この意見募集稿が正式に発効した場合、企業は事前の準備をもとに最新の要件に従って対応を行い、企業における越境伝送データに関するコンプライアンス義務を履行できます。

□ 個人情報保護の規制動向

1. 『個人情報保護コンプライアンス監査管理弁法（募集意見稿）』

2023年8月3日、ネット情報弁公室は『個人情報保護コンプライアンス監査管理弁法（募集意見稿）』および『個人情報保護コンプライアンス監査参考要点』（以下、合わせて「コンプライアンス監査弁法」）を公表しました。個人情報保護のコンプライアンス監査が企業のコンプライアンスガバナンスの趨勢となり、法執行機関による日常的な管理監督の重要な手段であることが見て取れます。

個人情報保護のコンプライアンス監査は、企業全体を対象とし、個人情報の安全管理能力（制度の構築、組織機構の設置など）、個人情報のセキュリティ技術能力（データセキュリティインシデントの予防、検出、対応など）、個人情報のライフサイクル管理（個人情報の収集から削除まで）などが含まれます。したがって、企業はコンプライアンス監査弁法に基づいて、個人情報保護コンプライアンスの内部監査体制と対応する標準化プロセスを構築し、これに基づいてコンプライアンス監査活動を行う必要があります。必要な場合は、リスクを制御、緩和、または除去するために、さらなるコンプライアンスの改善を行わなければなりません。

2. 『データ越境流動規定の整備と促進（意見募集稿）』

2023年9月28日、ネット情報弁公室は法に基づくデータの秩序ある自由な移動をさら

に整備・促進するために、『データ越境流動規定の整備と促進（意見募集稿）』（以下、『データ越境規定』）を起草しました。これにより、1) データ越境安全評価の申告、個人情報越境標準契約の締結、個人情報保護認証の申請を行う必要がない状況と、2) データ越境安全評価の申告、データ越境標準契約の締結、個人情報保護認証の申請を改めて行う必要がある状況が明確にされ、3) 自由貿易区に「ネガティブリスト」の作成権限が与えられました。

全体的に見て、『データ越境流動規定』は規制が必要となる閾値を引き上げ、関連主体におけるデータ越境コンプライアンスのコストを低減し、データ越境流動の効率を向上させるものです。

3. 『広東・香港・マカオベイエリア（内地、香港）個人情報越境流動標準契約実施ガイドライン』

2023年12月13日、ネット情報弁公室は香港創新科技および工業局と共同で『広東・香港・マカオベイエリア（内地、香港）個人情報越境流動標準契約実施ガイドライン』（以下、「実施ガイドライン」）を公表しました。ベイエリアの企業には次の3つの利点があります。

1) 登記資料が法人代表の身分証明書のコピー、承諾書、標準契約の3つとなり、資料を準備する企業の負担が軽減されます。2) 粵港澳大湾区の個人情報処理者および受領者は、関連機関や地域が重要なデータとして告知または公表している個人情報を除いて、越境個人情報の数量レベルによる規制を受けることなく、標準契約の締結によって、ベイエリア内の内地と香港地域の間で個人情報の越境流動を行うことができます。3) 香港地域の仲裁機関および裁判所が追加され、香港地域の受領者のコンプライアンスコストが低減されます。

「実施ガイドライン」は、広東・香港・マカオベイエリアにおける個人情報の適切な越境流動と安全性を確保するというバランスのとれた目標の実現を促し、広東・香港・マカオベイエリアのデジタル経済の越境と発展をさらに推進するものです。

□ 個人情報セキュリティコンプライアンスの持続的強化

2023年12月以降、一部の企業は各地の省レベルのネット情報弁公室から登記の完了通知を順次受け取っています。しかし、登記が完了すれば、企業における個人情報保護に関連する作業は終わることではありません。

個人情報越境標準契約の登記は、企業が『個人情報保護法』にある個人情報の越境提供に関する規定に従い、業務上の要件に基づいて個人情報を海外に提供する前に行うべき前提的な作業に過ぎません。企業は登記の完了後も、業務の持続的、且つ安定的発展のため、ミス直して漏れを補う過程で企業内の個人情報保護に関連する作業を整備し、『個人情報保護法』とその補足規定の要求を満たす必要があります。従って、企業は個人情報越境標準契約の登記が完了した後も、次の点を継続的に強化していく必要があります。

1. 企業内の個人情報保護体制の整備

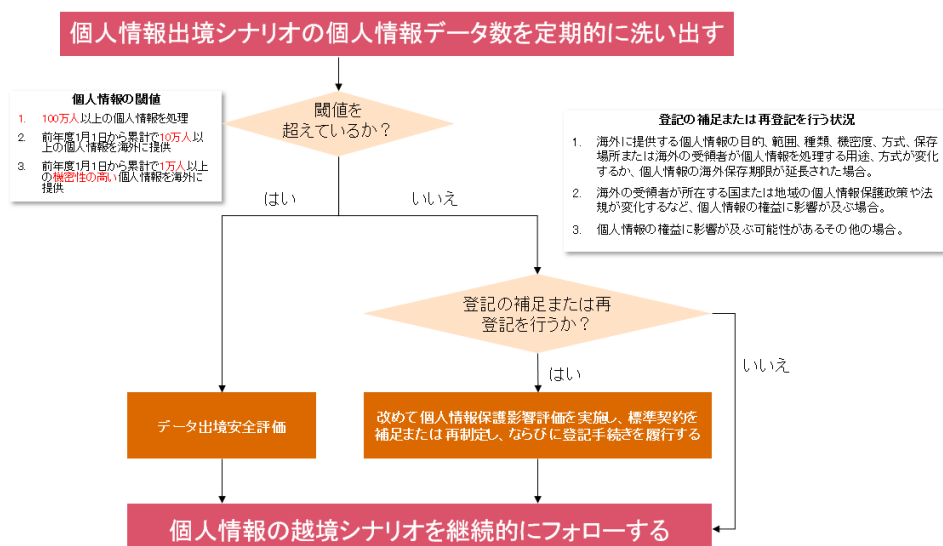
登記の準備作業に携わる中で、PwC は、多くの企業の内部で『個人情報保護法』に関連する制度体系や手続きが分散し、断片化しており、一貫した個人情報保護の管理体制が欠如していることに気づきました。一部の企業ですでに登記が完了しているとはいえ、個人情報を保護する作業は長期的かつ持続的なプロセスであり、企業は実際の業務と法規との差を縮め、個人情報の漏洩や違法行為のリスクを回避するために、一貫した内部管理制度と手続きの確立、個人情報の分類管理、個人情報セキュリティインシデントの緊急対応計画の策定、個人情報保護のコンプライアンス監査の実施など、内部の個人情報保護体制を整備する作業を引き続き行う必要があります。

2. 個人情報処理業務を継続的に洗い出し、必要に応じて個人情報保護影響評価を実施する

企業は個人情報処理業務を定期的に洗い出し、個人情報処理業務のシナリオ、規模、範囲、種類などの変化をすみやかに把握する必要があります。また、次の状況が発生した場合、個人情報保護影響評価を実施すべきです。a) 機密性の高い個人情報を処理する、b) 個人情報を使用した自動化を実施する、c) 個人情報の処理を委託し、他の個人情報処理者に個人情報を提供し、個人情報を公開する、d) 海外に個人情報を提供する、e) 個人の権利に重大な影響を及ぼすその他の個人情報処理業務を行う。

3. 個人情報の越境シナリオを継続的にフォローする

標準契約の登記が完了した後も、企業は個人情報処理業務の定期的な洗い出しを踏まえて、個人情報の越境シナリオの変化を継続的にフォローし、個人情報の越境伝送業務のコンプライアンスを確保する必要があります（下図を参照）。



4. 個人情報主体の知る権利と同意の仕組みを整備する

「告知・同意」は、法的に確立された個人情報保護の核心となる原則であり、個人が自身の個人情報の処理について知る権利と決定権を保障する重要な手段です。企業は、最新の法律および法令の要件に基づいて、個人情報処理業務を開始する前に、個人情報主体に対してすみやかに通知を行い、その同意を得るべきです。さらに、次のシナリオに関与する場合、個人情報主体からそれぞれ同意を得る必要があります。a) 機密性の高い個人情報を処理する、b) 他の個人情報処理者に個人情報を提供する、c) 個人情報を公開する、d) 公共の場に監視カメラや個人識別装置を設置し、公共の安全を維持する目的以外で使用する、e) 中華人民共和国の国外に個人情報を提供する。

5. 個人情報主体の対応窓口を整備する

個人情報主体の権利請求に応えるため、「個人情報保護法」第 50 条は、個人情報処理者に迅速な受理および処理の体制を確立するよう要求しています。現在、多くの企業で個人情報主体からの請求に対応する担当者が置かれ、メールや電話などの連絡手段が提供されているものの、実際の運用プロセスにおいては、対応が遅れたり権利の行使に関する情報が分散していたりする問題が依然として発生しています。こうした問題に対して、企業は個人情報主体の権利行使に対応する体制を積極的に改善し、個人情報主体の権利行使を管理し、個人情報主体の権利を保障するとともに企業のコンプライアンス義務を確実に履行するべきです。

6. デジタル 3 法規のコンプライアンス評価を実施し、規制動向を注視する

2017 年以降、規制当局は「サイバーセキュリティ法」、「データセキュリティ法」、「個人情報保護法」を次々と施行してきましたが、一部の企業ではまだこれらの法規に関連する包括的なコンプライアンス評価が実施されておらず、内部のコンプライアンス状況が依然として不透明な状態となっています。企業は関連する法律法規のコンプライアンス評価を定期的の実施し、規制動向を継続的に注視して、自社に足りない点を認識し、潜在的なコンプライアンスリスクを回避するべきです。

7. 企業内の個人情報保護コンプライアンス意識の向上のため研修を強化する

企業は、従業員に対して個人情報のセキュリティ保護に関する専門的な研修を定期的に行い、従業員の個人情報保護意識と能力を向上させ、企業内における個人情報保護管理体制の推進と実施、また企業の持続可能な発展が保障されるようにする必要があります。

まとめ

個人情報保護は事業の運営レベルに関わる長期的な作業です。健全な個人情報保護管理システムは一朝一夕に構築されるものではなく、企業は制度、人員、プロセス、ツールなどの面で持続的な投資と蓄積を行う必要があります。現在、業界全体でプライバシーの専門家が普遍的に不足している中、企業はデジタルツールの助けを借りて、個人情報保護影響評価、データ越境安全評価、ユーザーの権利請求への対応など、プライバシーに関する日常的な業務を支援する必要があります。

以上

Profile

プライスウォーターハウスクーパース (PwC) 中国

PwC は長年にわたり、サイバーセキュリティ業界に深く関わり、規制当局、政策立案者、ビジネスリーダーと協力するエコシステムを築いてきました。弊社は中国の企業に対して、データコンプライアンスサービスを提供しています。これには、企業が全社的なセキュリティコンプライアンスの現状をより確実に把握するのを助ける、データ越境リスクの評価と申告、データコンプライアンスリスクの評価、データ保護体制の制定などが含まれています。



黄思维 (Miles Huang)

リスクマネジメントサービス パートナー

PwC リスクマネジメントサービス部門のパートナー

PwC リスクマネジメントサービス部門のパートナーであり、17 年以上の豊富なキャリアを持つ。専門分野は、情報セキュリティのリスク管理、サイバーセキュリティ法規コンプライアンスのコンサルティング、個人情報およびプライバシー保護のコンサルティング、ペネトレーションテストとレッドチームサービス、クラウド変革、セキュアオペレーション、ISO27001/27701 マネジメントシステムのコンサルティング、TISAX 監査/コンサルティングサービスなど。また、2018 年の中国コンピューター会議および2019 年のISC インターネットセキュリティカンファレンスで講演者を務めた。



高橋 翔太 (Shota Takahashi)

日系企業部 パートナー

大手監査法人で2年間、金融リース会社や投資ファンドの監査と財務デューデリジェンスに関する業務に従事した後、2007 年10 月にPwC Aarata に入社。製造業企業の法定/国際財務報告基準の監査に関する業務やIPO 支援などに携わってきた。

2013 年、PwC 中国上海オフィスに赴任し、主に内部監査のサポートと内部統制に関する業務、財務報告審査、会計コンサルティングなどの業務を担当している。現在、PwC 中国と香港の日系企業部でリスク保障チームの責任者を務める。日系企業部の ESG 責任者として、ESG 関連のコンサルティング業務にも従事。

中日（蘇州）地方発展協力モデル区

～ もうひとつの「日本」への玄関口 ～

中日（蘇州）地方発展協力モデル区日本センター運営チーム

suzhou@cjsuzhou.com

はじめに

本年 1 月、「中日（蘇州）地方発展協力モデル区」の「日本センター」が開所いたしました。本稿では、「モデル区」の概要及び「日本センター」の機能についてご紹介します。

1. もう一つの「日本」

「上海市・江蘇省・浙江省・安徽省」で構成される「長江デルタ地域」は、面積は日本と同程度ですが、GDP は 2022 年頃に日本を超えたと見られています。改革開放以来、この地域が中国の経済成長をけん引してきたことは良く知られていますが、現在では、都市住民 1 人あたり可処分所得中国上位 15 都市のうち 12 都市、中国大学総合ランキング上位 7 校のうち 5 校が同地域に所在するなど、中国共産党及び中国政府が求める経済の「質」の高さが全国で最も際立っている地域となりました。分かりやすく言えば、「量」と「質」の両面において日本に匹敵するエリアが、東シナ海の向こう側に出現しています。

この地域は、新旧両面の文化での日本との関りが深く、経済面でも、日本の対中投資の 6 割～8 割、対中貿易の約半分を担うとされています。コロナ禍以前は訪日中国人の 4 割を送り出し、日本語学習者や日本料理店も年々増加の一途を辿っていました。

対中投資の難易度、複雑性は年々増大していますが、その一方で、中国民間企業の対外投資意欲が顕在化し、今後の大きな流れとなることが予想されます。日中両国間で、ビジネスの双方向性、同時性、技術性が高まる趨勢にあって、長江デルタ地域が、単に日本からの投資を受け入れるのではなく、両国間で資金・人材・知識のリンケージ機能をより良く発揮する地域へと改めて成長していくことが期待されます。

2. 「モデル区」と「日本センター」

「中日（蘇州）地方発展協力モデル区」は、日本との経済・文化の交流を進めるために、2020年に中国国家発展改革委員会により中国6都市に導入された政策的枠組みです。なかでも蘇州市は最も早くから取り組みを進めており、コロナ禍にあっても、在上海日本国総領事館等の協力も得ながら、双方企業の協力推進のための取り組みを行ってきました。

コロナ禍の影響がなくなった昨年、蘇州市としては、「モデル区」の取り組みを更に一歩前へ進めることを決断し、本年1月に「日本センター」を設立しました。この拠点は、中国への投資誘致だけを目的とするものではなく、時代の変化を理解しながら、より多角的で、双方向性のある経済交流の推進を目指すものとなっています。具体的には、長江デルタ地域及び蘇州市関連情報の提供、オンライン／オフラインでのコミュニケーションの推進、交流行事の開催、ビジネス・ファシリテーション等、日本の産官学各界の皆様のニーズにきめ細かく対応するサービスをご提供します。神保町駅徒歩1分に位置しており、いつでもご来訪、ご利用いただけます。

蘇州市政府の指示の下で、同市相城区が「モデル区」の取り纏め役となっており、「日本センター」の立ち上げにおいても同区が予算措置を講じておりますが、その運営に当たっては市指導者と区政府の両方がコミットしており、新たな「蘇州市への窓口」として、皆様のご期待に沿えるよう一丸となって対応して参ります。

なお、「日本センター」関連事業につきましては、2022年夏まで在上海日本国総領事館で副総領事（経済部長）を務めておられた福田高幹氏（現在は神奈川会所属行政書士）のご助言とご支援の下で進めていることも付言させていただきます。

3. 蘇州市と日本

蘇州市は、都市GDPは上海市、北京市、深圳市、重慶市、広州市に次いで6番目の規模を誇ります。都市住民1人あたり可処分所得は、上海、北京に次いで第3位という豊かな街です。

中国が国家戦略として推進している「長江デルタ一体化発展戦略」においても、相隣接する上海市と蘇州市が「同城発展」（1つのシティとして発展）し、地域全体の発展の中核を担うことが求められています。これに伴い、現在、蘇州北駅の周辺再開発が進められており、数年以内には上海市虹橋空港（駅）から蘇州北駅が電車で20分以内のアクセスとなる予定です。蘇州市が「長江デルタ地域への玄関口」として新たな飛躍の時を迎えることは確実視されており、数多くの企業が機会を求めて集まり始めているだけでなく、上海交通大学や南京大学が新たな拠点を蘇州市に設けるなど、産官学が一体となった取り組みが進められています。

蘇州市には1990年代から日本企業が進出し、上海市に次ぐ日系企業の集積地として、長年にわたり日中経済関係の重要な基盤となってきました。国際政治・経済情勢は年々日々流

動しますが、蘇州市政府は一貫して日本との関係を重視し、今後さらに発展させていくことを強く期待しています。長江デルタ地域全体の成長と「長江デルタ一体化発展戦略」という追い風も受けながら、蘇州市が日中関係に新たなエネルギーをもたらし、日本の皆様にとって益々強力なパートナーとなれるよう、「モデル区」及び「日本センター」として努力を続けていく所存です。

蘇州市に関することでしたら、何でもお問い合わせいただいて構いませんので、どうぞいつでもお気軽にご連絡ください。

以上

Profile

中日（蘇州）地方発展協力モデル区 日本センター運営チーム

本年1月、「中日（蘇州）地方発展協力モデル区」の「日本センター」を開所。

長江デルタ地域及び蘇州市関連情報の提供、オンライン／オフラインでのコミュニケーションの推進、交流行事の開催、ビジネス・ファシリテーション等、日本の産官学各界の皆様のニーズにきめ細かく対応するサービスをご提供します。神保町駅徒歩1分に位置しており、いつでもご来訪、ご利用いただけます。



主任：甲斐元虎

副主任：王淅（ワン・シー）

【連絡先】suzhou@cjsuzhou.com

みずほフィナンシャルグループ

チャイナビジネス関連レポート

レポートタイトル	担当部門	頻度	リンク先(直近 2 レポート)
チャイナビジネスマンスリー (CBM)	みずほ銀行 中国営業推進部	月次	24 年 1 月号(2024/1/15) https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/economics/monthly/pdf/R512-0172-XF-0105.pdf 24 年 2 月号(2024/2/14) https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/economics/monthly/pdf/R512-0173-XF-0105.pdf 24 年 4 月号(本誌)
みずほインサイト Mizuho RT Express	みずほリサーチ & テクノロジーズ	不定期	政策が支える中国・香港の株式市場(2024/2/29) https://www.mizuho-rt.co.jp/publication/report/2024/pdf/express-as240229.pdf 容易ではない「+ 5.0%前後」の達成(2024/3/11) https://www.mizuho-rt.co.jp/publication/report/2024/pdf/express-as240311.pdf
みずほグローバルニュース	みずほ銀行 国際戦略情報部	季刊	Vol.123 脱炭素化とエネルギー安全保障の共存～日本企業のビジネスチャンスを考える～ https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/globalnews/backnumber/pdf/global2023_summer.pdf Vol.123 Vol.124 存在感の高まるグローバルサウス～インド・UAE・南アフリカの外交戦略をみる～ https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/globalnews/pdf/global2024_spring.pdf
みずほ中国 ビジネスエクスプレス (BE)	みずほ (中国) 中国アドバイザー部	週次	第 709 号(深堀)(2024/3/14) 商務部など、中古車輸出に規則を公表 https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/express/pdf/R419-0762-XF-0105.pdf 第 710 号(深堀)(2024/3/21) 上海市政府など、東方 (浦東) ハブ国際商務合作区の全体計画を公表 https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/express/pdf/R419-0763-XF-0105.pdf
みずほ中国 ビジネスエクスプレス (経済編)	みずほ (中国) 中国アドバイザー部	月次	第 142 号(2024/1/30) 2023 年 GDP 成長率の実態 https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/economics/express_economy/pdf/R422-0142-XF-0105.pdf 第 143 号(2024/3/21) 2023 年 GDP 成長率の実態 https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/economics/express_economy/pdf/R422-0143-XF-0105.pdf
中国産業概観	みずほ (中国) 中国アドバイザー部	月次	中国自動車業界レポート(2024/1/23) 23 年 12 月中国自動車業界状況 https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/economics/others/pdf/R425-0088-XF-0103.pdf 中国自動車業界レポート(2024/3/19) 24 年 2 月中国自動車業界状況 https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/economics/others/pdf/R425-0089-XF-0103.pdf

みずほフィナンシャルグループ

みずほのビジネスネットワーク

お問い合わせ

みずほ銀行 中国営業推進部 インフォライン

✉ : china.info@mizuho-bk.co.jp

みずほ銀行

● 本店 中国営業推進部

東京都千代田区大手町1-5-5
TEL: 03-5220-8721, 03-6628-9304

● 香港支店

尖沙咀梳士巴利道18号K11Atelier13楼
TEL: 852-2306-5000

● 台北支店

台北市信義区忠孝東路五段68号
国泰置地広場9階
TEL: 886-2-8726-3000

● 台中支店

台中市府会園道169号
敬業楽群大楼8楼
TEL: 886-4-2374-6300

● 高雄支店

高雄市中正三路2号国泰泰正大楼12楼
TEL: 886-7-230-6800

○ 南京駐在員事務所

江蘇省南京市秦淮区漢中路1号
南京国際金融中心10F

○ 厦門駐在員事務所

福建省厦門市思明区厦禾路189号
銀行中心2102室

みずほ銀行（中国）有限公司

● 上海本店

上海市浦東新区世紀大道100号
上海環球金融中心21階、23階
TEL: 86-21-3855-8888

○ 上海虹橋出張所

上海市閔行区申濱南路126号
虹橋新地中心 A棟6階、B棟6階
TEL: 86-21-3411-8688

● 北京支店

北京市朝陽区東三環中路1号
環球金融中心 西樓8階
TEL: 86-10-6525-1888

● 深圳支店

広東省深圳市福田區金田路
皇崗商務中心1号樓30樓
TEL: 86-755-8282-9000

● 大連支店

遼寧省大連市西崗区中山路147号
申貿大廈大廈23階、24階-A
TEL: 86-411-8360-2543

○ 大連経済技術開発区出張所

遼寧省大連市大連経済技術開発区
紅梅小区81号ビル古耕国際商務大廈22階
TEL: 86-411-8360-2543

● 無錫支店

江蘇省無錫市新区長江路16号
無錫科技創業園B区8階
TEL: 86-510-8522-3939

● 武漢支店

湖北省武漢市漢口解放大道634号
新世界中心A座5階
TEL: 86-27-8342-5000

● 広州支店

広東省広州市天河区珠江新城
華夏路8号合景国際金融広場23階
TEL: 86-20-3815-0888

● 天津支店

天津市和平区赤峰道136号
天津国際金融中心大廈11階
TEL: 86-22-6622-5588

● 青島支店

山東省青島市市南区香港中路59号
青島国際金融中心44階
TEL: 86-532-8097-0001

● 蘇州支店

江蘇省蘇州市蘇州工業園区
旺墩路188号建屋大廈17階
TEL: 86-512-6733-6888

● 合肥支店

安徽省合肥市包河区馬鞍山路130号
万達広場7号写字樓19階
TEL: 86-551-6380-0690

○ 昆山出張所

江蘇省昆山市昆山開發区春旭路238号
東安大廈18階D、E室
TEL: 86-512-6733-6888

○ 常熟出張所

江蘇省常熟高新技术産業開發区
東南大道33号科創大廈701-704室
TEL: 86-512-6733-6888

その他

○ みずほ証券北京駐在員事務所

北京市朝陽区建国門外大街甲26号
長富宮井公樓8階
TEL: 86-10-6523-4779

○ みずほ証券上海駐在員事務所

上海市浦東新区世紀大道100号
上海環球金融中心17階
TEL: 86-21-6877-8000

● Mizuho Securities Asia Ltd

香港九龍尖沙咀梳士巴利道 18 號
K11Atelier14-15樓
TEL: 852-2685-2000

● Asset Management One HK Ltd

香港九龍尖沙咀梳士巴利道 18 號
K11Atelier13樓
TEL: 852-2918-9030

【免責事項】

1. 当資料は情報提供のみを目的として作成したものであり、特定の取引の勧誘を目的としたものではありません。
2. 当資料の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家に相談ください。
3. 当資料の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
4. 当資料の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本誌の一部または全部について無断でいかなる方法においても複製、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
5. 当資料の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいさ責任を負いません。
6. 本資料中に記載された企業情報は、公開情報及び第三者機関から取得した情報に基づいて作成しており、当行が顧客との取引において知りうる機密事項や非公開情報等は一切含まれておりません。
7. 当資料の情報は、すべて執筆者個人の見解であり、執筆者の所属する機関、みずほフィナンシャルグループ及びみずほ銀行の公式的な見解を示すものではありません。